

田辺市第2期自殺対策計画(案)

令和7年1月

田辺市

目 次

1	自殺対策計画の策定	1
(1)	計画の概要	1
1.	計画策定の背景と趣旨	1
2.	計画の位置づけ	2
3.	計画の期間	4
4.	計画の基本理念	5
5.	計画の数値目標	5
2	自殺に関する社会動向と田辺市の現状	6
(1)	近年の社会動向	6
(2)	自殺者数の推移	8
(3)	自殺死亡率の推移	9
(4)	男女別・年代別自殺死亡率	10
(5)	自殺者の原因・動機別人数	11
(6)	自殺者の職業別割合	11
3	団体ヒアリング調査の実施	12
(1)	調査の概要	12
(2)	結果の概要	13
4	自殺対策計画策定のためのワークショップの実施	28
(1)	実施の概要	28
(2)	実施の結果	29
5	本市における自殺の特徴（まとめ）	32
6	基本的な考え方	33
(1)	自殺対策の基本方針	33
(2)	自殺対策の施策体系	35
7	いのちを支えるための自殺対策の取組	37
(1)	重点施策	37
(2)	基本施策	46
(3)	生きる支援の関連施策	61
8	計画の推進	65

1 自殺対策計画の策定

(1) 計画の概要

1. 計画策定の背景と趣旨

平成 18 年 10 月に自殺対策基本法（平成 18 年法律第 85 号）が施行され、それまで「個人的な問題」とされてきた自殺が「社会的な問題」として広く認識されるようになりました。

この間、国を挙げて社会全体で自殺対策が進められるようになり、年間 3 万人を超えていた我が国の自殺者数は 2 万人台に減少してきました。しかしながら、自殺死亡率（人口 10 万人当たりの自殺者数）は、依然として主要先進 7 か国の中では最も高い状況が続いています。

自殺対策基本法施行 10 年目の平成 28 年 4 月には、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し、自殺対策を更に強化するため、すべての都道府県及び市町村に「地域自殺対策計画」を策定すること等を定めた法改正が行われました。

自殺は、その多くが追い込まれた末の死と言われ、自殺に至るまでには、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤独・孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。多様化する社会に生きる私たちにとって、自殺に追い込まれるという危機は、いわば「誰にでも起こり得る危機」であります。そのため自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他関連施策と様々な分野で連携が図られ、「生きることの包括的な支援」として実施されなければなりません。

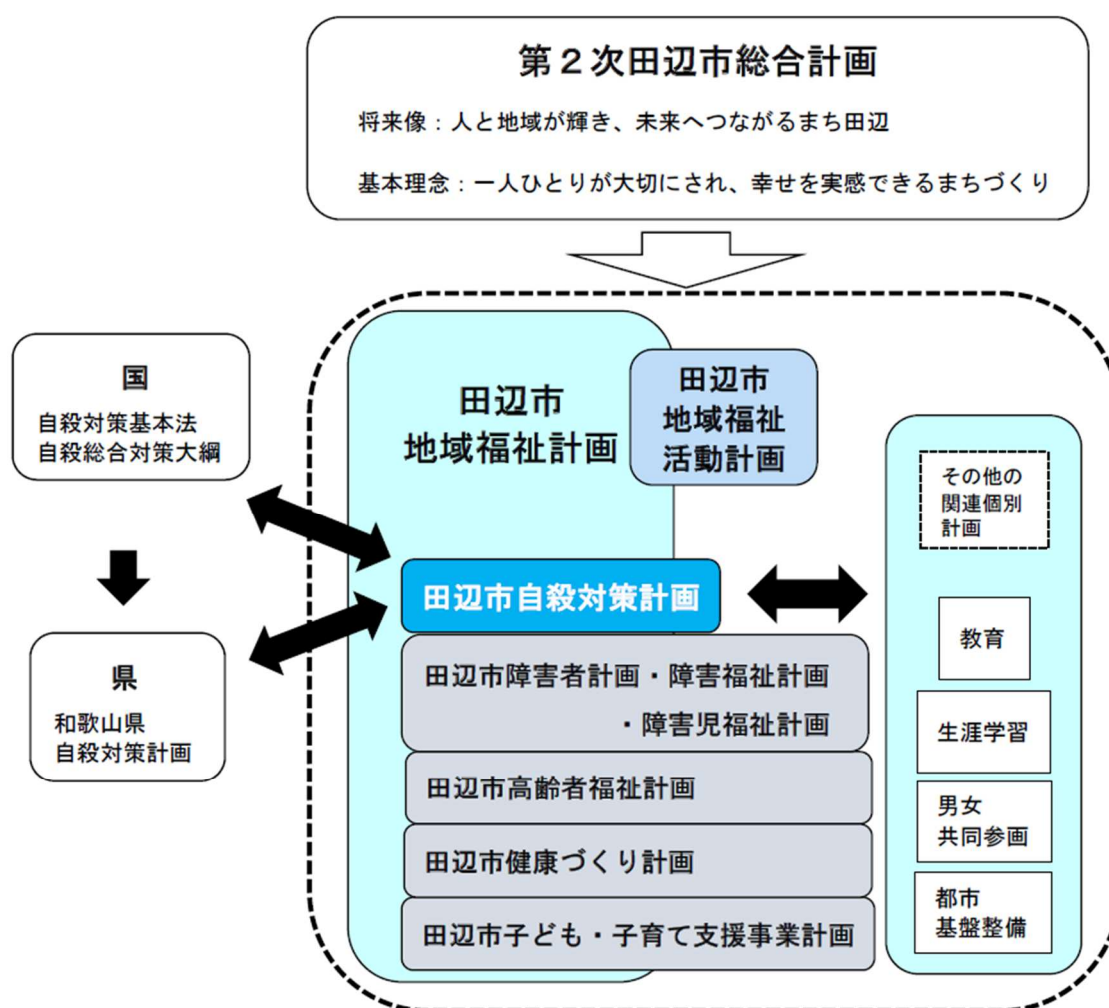
こうした状況を背景に、本市では自殺対策を全庁的な取組として総合的に推進するため、「田辺市第 1 期自殺対策計画」～誰も自殺に追い込まれることのない いのち支える田辺市をめざして～（以下「前計画」という。）を令和 2 年 3 月に策定しました。

前計画の計画期間が令和 6 年度をもって終了するにあたり、新型コロナウイルス感染症拡大をはじめ様々な社会状況等の影響や、令和 4 年 10 月に閣議決定された新しい「自殺総合対策大綱」、令和 5 年 4 月に策定された「第 2 期和歌山県自殺対策計画」等の内容を十分に踏まえながら、引き続き「生きることの包括的な支援」として、「誰も自殺に追い込まれることのない田辺市」をめざし「田辺市第 2 期自殺対策計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、本市における自殺対策についての基本的な方針を定め、「生きることの包括的な支援」として施策を推進するための計画です。自殺対策基本法第13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」と位置づけられるもので、国の自殺総合対策大綱（3ページ）や和歌山県自殺対策計画を参考に、本市の実情に応じ策定します。

また、「田辺市総合計画」を最上位の、「田辺市地域福祉計画」を保健福祉分野の上位計画と位置づけるとともに、各分野の関連計画との整合性を図ります。



	主な法律・制度の施行・改正等
平成 18 年	●「自殺対策基本法」制定
平成 19 年	●「自殺総合対策大綱」 ・自殺防止対策の基本的な認識が示される
平成 28 年	●「自殺対策基本法の一部を改正する法律」の施行 ・国は、都道府県自殺対策計画・市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺防止対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取り組み等を実施する都道府県・市町村に対して交付金を交付
平成 29 年	●改正「自殺総合対策大綱」閣議決定 ・地域レベルの実践的な取り組みへの支援強化等 ・平成 38（2026）年までに自殺死亡率を平成 27（2015）年と比べて 30%以上減少させる
令和 4 年	●「改訂・自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」が閣議決定

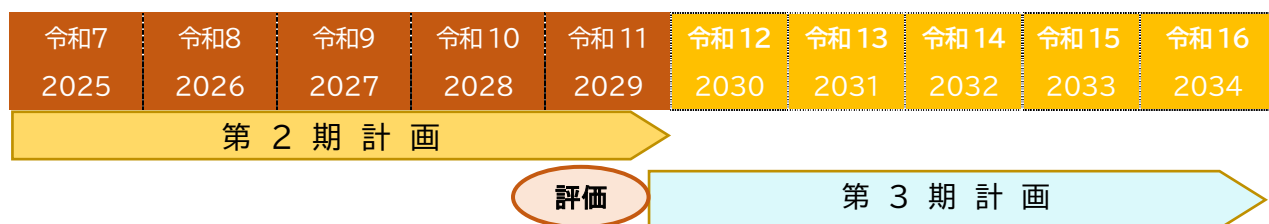
自殺総合対策大綱(令和 4 年 10 月 14 日閣議決定)のポイント	
自殺総合対策の基本理念	●誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す
自殺の現状と自殺総合対策における基本認識	●自殺は、その多くが追い込まれた末の死である ●年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだ続いている ●新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進 ●地域レベルの実践的な取組を PDCA サイクルを通じて推進する
自殺総合対策の基本方針	1. 生きることの包括的な支援として推進する 2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む 3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる 4. 実践と啓発を両輪として推進する 5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する 6. 自殺者等の名誉及び生活の平穏に配慮する

3. 計画の期間

国が示す自殺対策の指針である自殺総合対策大綱は、平成 19 年 6 月に初めて策定された後、概ね 5 年を目途に見直され、現行の自殺総合対策大綱は令和 4 年 10 月に閣議決定されています。

こうした国の動きや県の施策動向と併せ、地域の実情や社会状況等の変化に対応するため、前計画は令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間を、本計画においても令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間を計画期間とします。

(単位：年度)



4. 計画の基本理念

田辺市総合計画の「一人ひとりが大切にされ、幸せを実感できるまちづくり」、田辺市地域福祉計画の、誰一人取り残されない「地域共生社会の実現」をめざす計画として、自殺総合対策大綱の基本理念「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」のため、次のとおり基本理念を定めます。

誰も自殺に追い込まれることのない、いのち支える田辺市をめざして

5. 計画の数値目標

国は、平成 29 年 7 月に閣議決定した自殺総合対策大綱において、令和 8 年までに、自殺死亡率（人口 10 万人当たりの自殺者数）を平成 27 年と比べて 30%以上減少させることを自殺対策の数値目標として定めました。令和 4 年 10 月閣議決定の自殺総合対策大綱（現行）においても、この目標を引き続き設定しています。

和歌山県自殺対策計画においても、第 1 期で設定した「10 年間で自殺死亡率を 30%以上減少させる」を第 2 期計画で継続しています。

本計画の基本理念では「誰も自殺に追い込まれることのない田辺市をめざす」としてありますが、国及び県の考えに沿い、本計画においても「10 年間で自殺死亡率を 30%以上減少させる」を当面の目標とし、前計画策定時の自殺死亡率（26.1）を令和 11 年までに 30%以上減少（18.2）させることをめざします。

また、前計画において令和 6 年までに「20%以上の減少を目指す」としていた自殺者数については、令和 4 年時点では目標に届いていますが、令和 5 年に自殺者数が増加に転じている状況を考慮し、目標を継続いたします。

【数値目標】

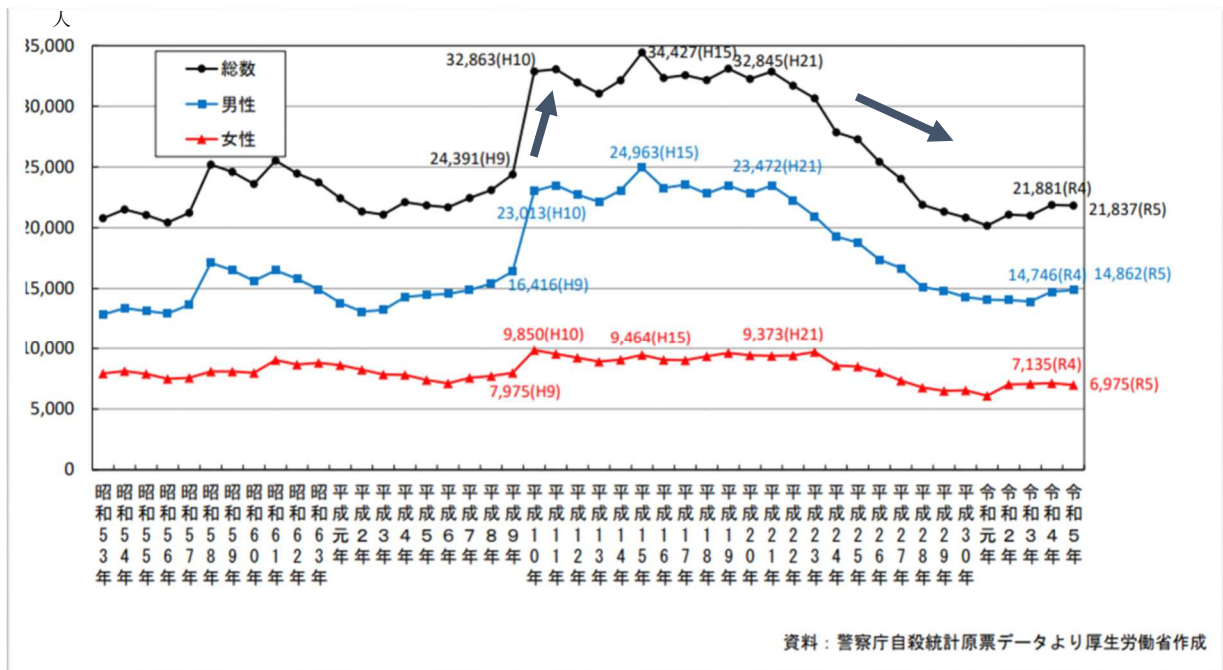
	策定時 (平成 29 年)	現状 (令和 6 年)	目標値 (令和 11 年)
自殺死亡率 (人口:10 万対)	26.1	19.8 (令和 4 年)	18.2
目標:10 年間で 30%以上の減少			
自殺者数	20 人	14 人	11 人
目標:5年間で 20%以上の減少			
目標:5年間で 20%以上の減少			

2 自殺に関する社会動向と田辺市の現状

(1) 近年の社会動向

我が国では、平成 15 年をピークに自殺者数が減少しているものの、自殺死亡率は主要先進 7 か国（アメリカ、イギリス、イタリア、カナダ、ドイツ、日本、フランスのことで、以下「先進国」という。）の中でも最も高く、毎年 2 万人以上の方が自殺によって命を落としています。また、減少傾向にあった自殺死亡率が新型コロナ禍で下げ止まっています。

■自殺者数の推移



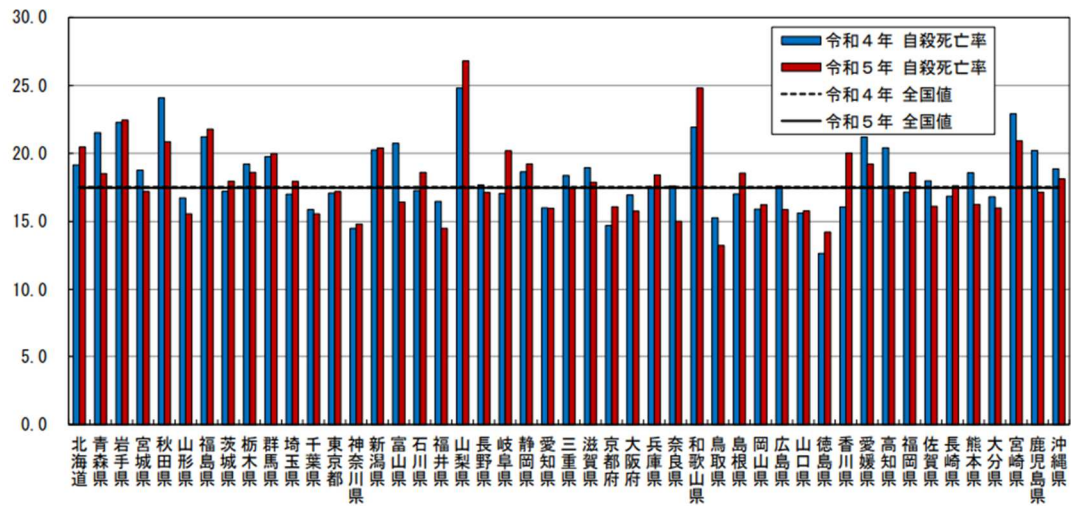
令和 5 年の 10～44 歳の死因の 1 位が自殺となっており、低年齢化する傾向に有ります。自殺対策は社会全体の課題です。先進国と比べても深刻な状況が続いているため、国は平成 29 年に自殺総合対策大綱を改訂し、すべての都道府県及び市町村に対し自殺対策の推進を求めています。

■令和 3 年における死因順位別にみた年齢階級別・死因死亡数・自殺死亡率・構成割合

年齢階級	第 1 位					第 2 位					第 3 位				
	死 因	死亡数	死亡率	割合(%)	死 因	死亡数	死亡率	割合(%)	死 因	死亡数	死亡率	割合(%)	死 因	死亡数	死亡率
10～14歳	自殺	128	2.4	29.0	悪性新生物<腫瘍>	82	1.5	18.6	不慮の事故	52	1.0	11.8	悪性新生物<腫瘍>	126	2.3
15～19歳	自殺	632	11.5	52.5	不慮の事故	162	2.9	13.5	悪性新生物<腫瘍>	126	2.3	10.5	悪性新生物<腫瘍>	126	2.3
20～24歳	自殺	1,285	21.8	58.9	不慮の事故	239	4.1	10.9	悪性新生物<腫瘍>	157	2.7	7.2	悪性新生物<腫瘍>	157	2.7
25～29歳	自殺	1,241	20.9	53.4	悪性新生物<腫瘍>	225	3.8	9.7	不慮の事故	201	3.4	8.7	悪性新生物<腫瘍>	201	3.4
30～34歳	自殺	1,180	19.0	41.2	悪性新生物<腫瘍>	517	8.3	18.1	心疾患(脳血管性を除く)	197	3.2	6.9	悪性新生物<腫瘍>	197	3.2
35～39歳	自殺	1,297	18.3	30.2	悪性新生物<腫瘍>	946	13.4	22.0	心疾患(脳血管性を除く)	377	5.3	8.8	悪性新生物<腫瘍>	377	5.3
40～44歳	自殺	2,037	25.6	28.5	自殺	1,527	19.2	21.3	心疾患(脳血管性を除く)	757	9.5	10.6	悪性新生物<腫瘍>	757	9.5
45～49歳	悪性新生物<腫瘍>	4,296	45.0	31.4	自殺	1,945	20.4	14.2	心疾患(脳血管性を除く)	1,693	17.7	12.4	悪性新生物<腫瘍>	1,693	17.7
50～54歳	悪性新生物<腫瘍>	7,445	82.0	35.5	心疾患(脳血管性を除く)	2,797	30.8	13.4	自殺	1,852	20.4	8.8	悪性新生物<腫瘍>	1,852	20.4
55～59歳	悪性新生物<腫瘍>	11,365	147.8	40.9	心疾患(脳血管性を除く)	3,544	46.1	12.8	脳血管疾患	1,996	26.0	7.2	悪性新生物<腫瘍>	1,996	26.0
60～64歳	悪性新生物<腫瘍>	17,660	242.0	44.0	心疾患(脳血管性を除く)	5,122	70.2	12.8	脳血管疾患	2,645	36.2	6.6	悪性新生物<腫瘍>	2,645	36.2

資料：警察庁「自殺統計」より厚生労働省自殺対策推進室作成

■都道府県別の自殺率の比較（令和4年、令和5年）



※ 自殺者数は発見された都道府県別に計上している。

※ 自殺死亡率は、人口10万人当たりの自殺者数である。

※ 人口は、総務省「人口推計」の「各年10月1日現在人口」（2022年）による。

（データの制約上、都道府県別の算出には令和4年の人口を用いるため、本図表の令和5年の自殺死亡率（全国）も令和4年の人口を用いて算出している。そのため、令和5年の自殺死亡率（全国）については他の図表における数値と異なる点に留意が必要。）

資料：警察庁自殺統計原票データ、総務省「人口推計」より厚生労働省作成

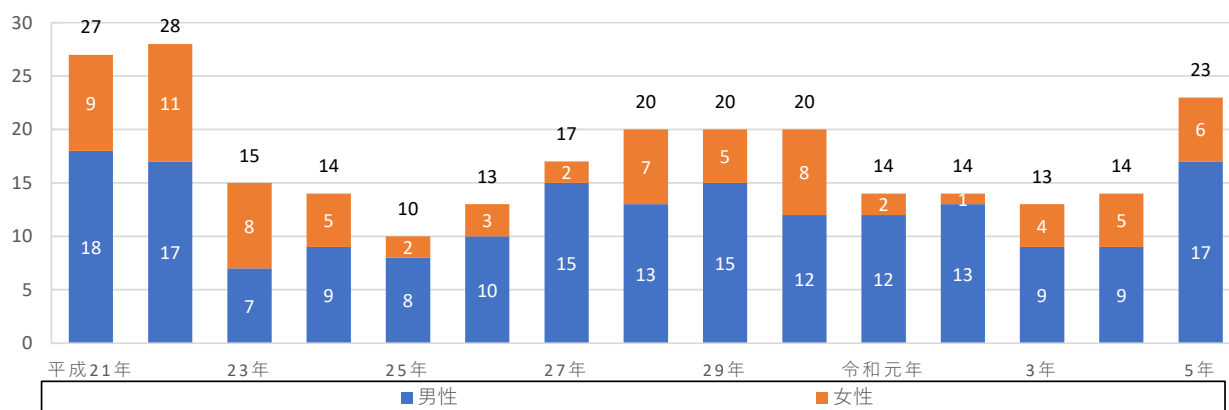
(2) 自殺者数の推移

近年の田辺市の自殺者数をみると、平成 21 年に 27 人、22 年に 28 人となり、その後は増減しながらも全体的に 20 人以下で減少傾向にありましたが、令和 5 年は 23 人と増加しています。

男女別では男性の自殺者が多い傾向にあり、年齢別にみると男性は 50 歳代の割合が最も高く、次いで 40 歳代となっています。女性では 60 歳代の割合が最も高く、次いで 70 歳代となっています。また、男性に比べ 40 歳代以下の自殺者が少ない傾向となっています。

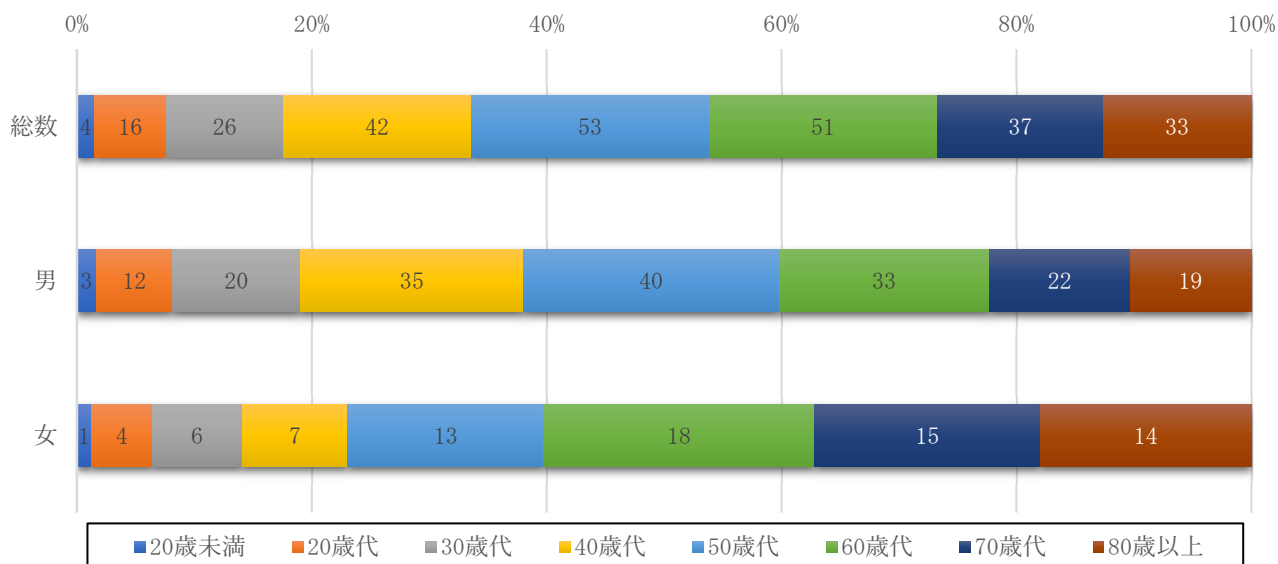
■田辺市の自殺者数の推移

(人)



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

■田辺市の男女別・年齢別自殺者の割合（平成 21 年～令和 5 年合計）



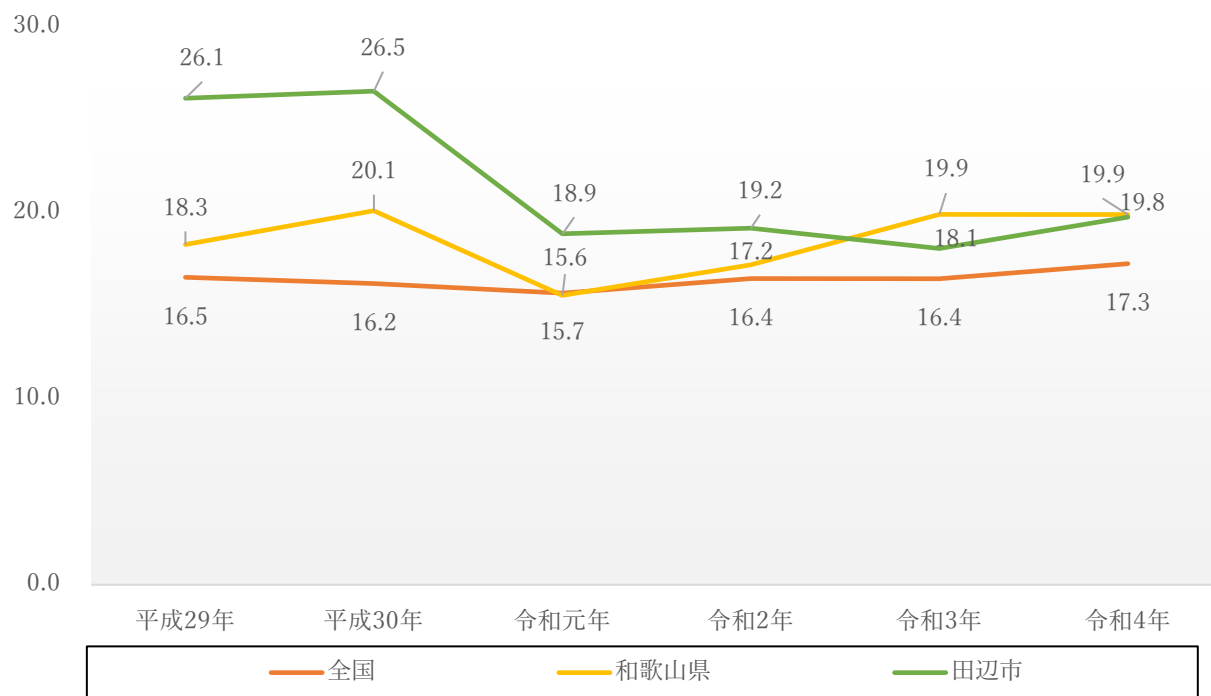
資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

(3) 自殺死亡率の推移

人口 10 万人あたりの自殺死亡者数である自殺死亡率の推移について、田辺市の数値と全国の数値を比較すると、国の数値を上回っていましたが、令和元年に大きく減少しています。近年は、コロナ禍の令和 2 年以降は国や県の数値と近似しています。

■自殺死亡率の推移（全国、和歌山県、田辺市）

（人口：10 万対）



資料：特別集計（地域自殺実態プロファイル）H29～R4

(4) 男女別・年代別自殺死亡率

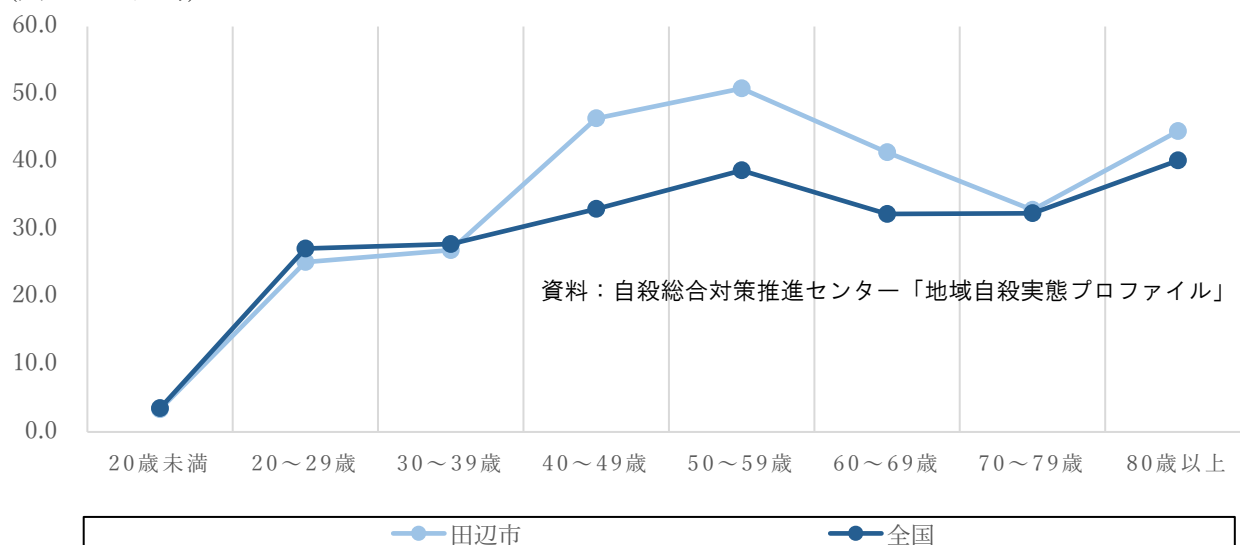
平成 21 年から令和 4 年における男性の年齢別自殺死亡率（人口 10 万対）をみると、国に近似する数値となっていますが、40 歳代から 60 歳代の自殺死亡率は国の数値を上回っています。

平成 21 年から令和 4 年における女性の年齢別自殺死亡率（人口 10 万対）をみると、概ね国に近似する数値となっていますが、60 歳代以上の自殺死亡率が国の数値を上回っています。

■男女別・年代別自殺死亡率（平成 21 年～令和 4 年合計）

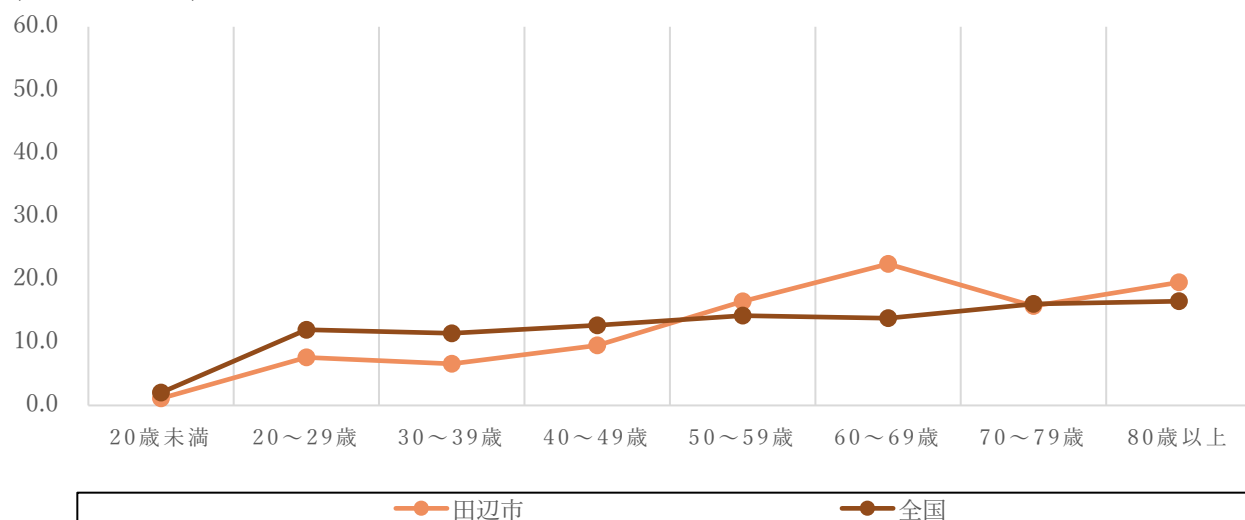
【男性】

（人口：10 万対）



【女性】

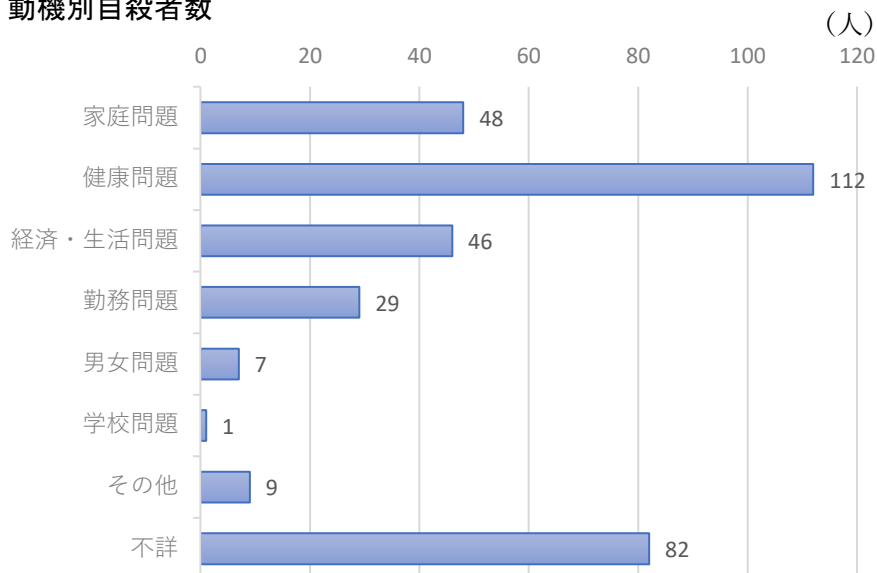
（人口：10 万対）



（５）自殺者の原因・動機別人数

自殺の原因・動機についてみると、平成 21 年から令和 4 年においては、「健康問題」が最も多く、次いで「家庭問題」「経済・生活問題」となっています。

■原因・動機別自殺者数

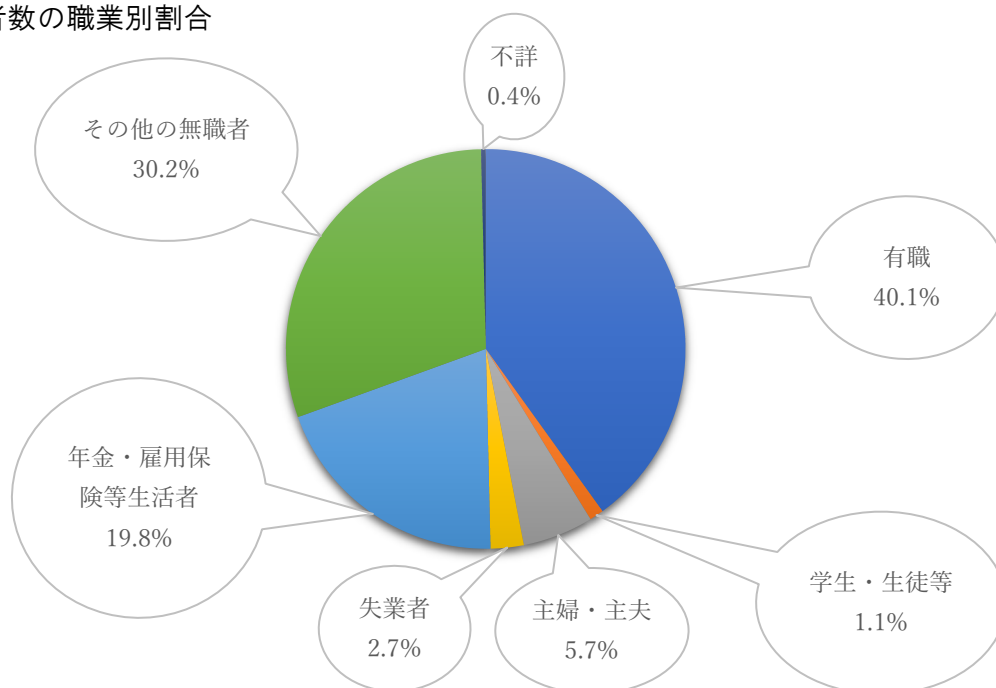


資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

（６）自殺者の職業別割合

職業別についてみると、平成 21 年から令和 4 年においては、「有職者」が 40.1%で最も多く、次いで「その他の無職者」、「年金・雇用保険等生活者」、「主婦・主夫」となっています。

■自殺者数の職業別割合



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

3 団体ヒアリング調査の実施

本計画の策定にあたり、様々な活動に取り組む団体からの意見を通じて、地域の現状と課題、各団体の自殺対策問題に対する考え方等を把握し、計画策定の資料とすることを目的に、団体ヒアリング調査を実施しました。

(1) 調査の概要

■回収状況： ①スクールカウンセラー11 名

②学校関係（小・中学校の教職員など）37 校

③地域団体等（民生児童委員協議会など）4 団体

④商工農業漁業関係等（商工会議所など）3 団体

■調査期間： 令和 6 年 9 月中旬～下旬

■調査方法： メール等でヒアリングシートを配布し、記入・返信を依頼。

■調査結果の見方：

- ・ 回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第 2 位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から 1 つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が 100%にならない場合があります。このことは、本報告書内の分析文、グラフ、表においても同様です。
- ・ 複数回答（複数の選択肢から 2 つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が 100%を超える場合があります。
- ・ 図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- ・ 図表中の「n (number of case)」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。

(2) 結果の概要

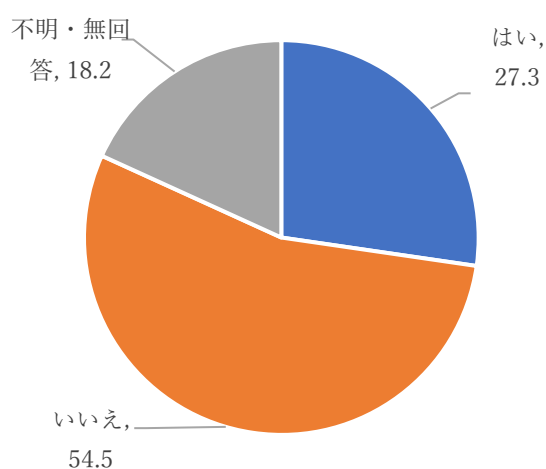
① スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラー

コロナの影響について

■コロナ禍以前と比較して、児童・生徒の相談の傾向や悩みについて変化を感じていますか。(1つに○)

○最も多い回答は「いいえ」の54.5%で、次いで「はい」が27.3%でした。

n=11 (%)

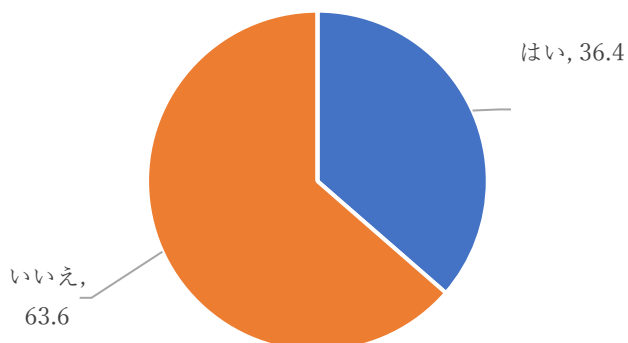


自死の相談について

■在籍している児童・生徒自身の自死に関する相談や対応を行ったことはありますか。(過去に一度でもあれば「はい」とお答えください。)(1つに○)

○最も多い回答は「いいえ」の63.6%で、次いで「はい」が36.4%でした。

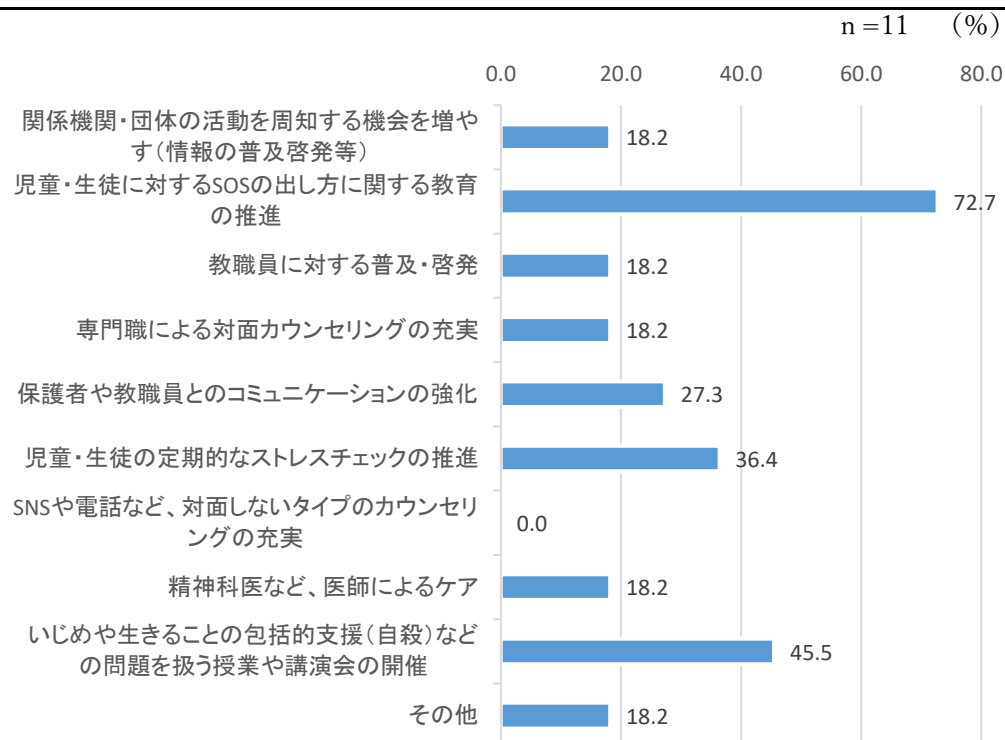
n=11 (%)



自殺対策や健康づくりについて

■児童・生徒に対する自殺対策やこころの健康づくりに関連する事業に関して、特にどのようなことが必要だと思いますか。（〇は3つまで）

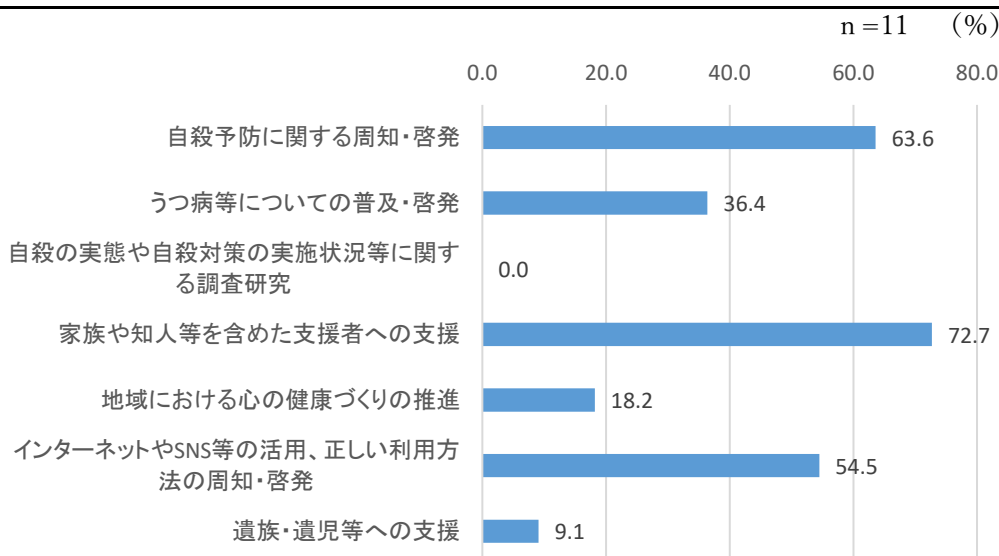
○最も多い回答は「児童・生徒に対する SOS の出し方に関する教育の推進」が 72.7%でした。



自殺対策やこころの健康づくりを推進するにあたり、重要な取り組みについて

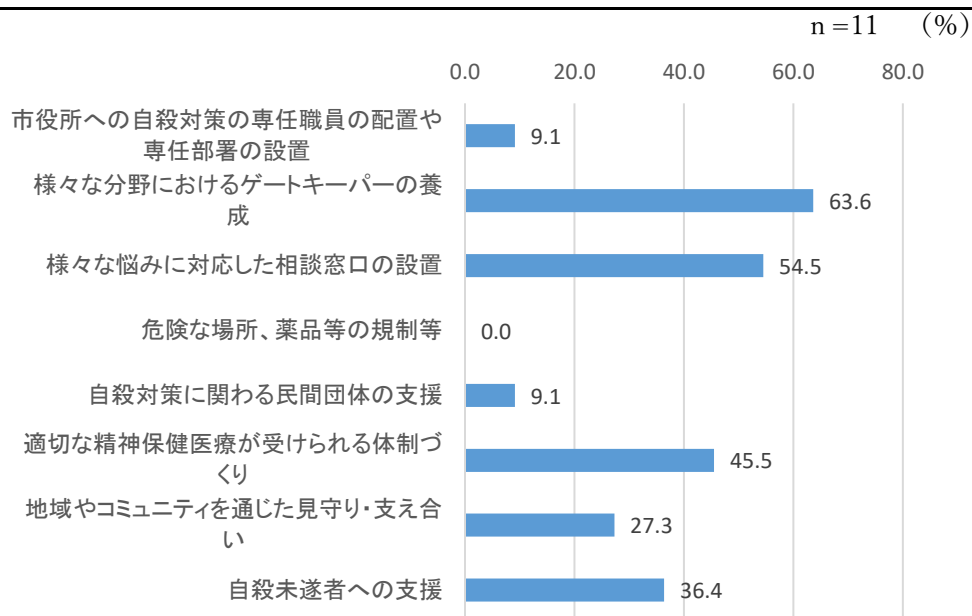
■周知・啓発、支援等に関する取り組み（あてはまるもの3つまでに〇）

○最も多い回答は「家族や知人等を含めた支援者への支援」が 72.7%で、次いで「自殺予防に関する周知・啓発」で 63.6%でした。



■体制整備、人材確保・養成に関する取り組み（あてはまるもの3つまでに○）

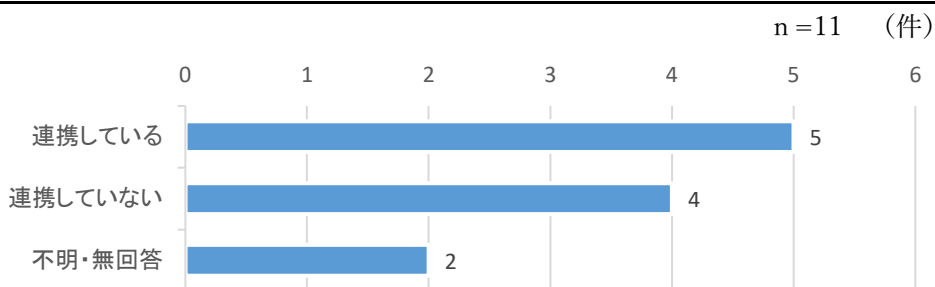
○最も多い回答は「様々な分野におけるゲートキーパーの養成」が63.6%で、ついで「様々な悩みに対応した相談窓口の設置」で54.5%でした。



連携の可否について

■貴機関では、活動の中で他の関係機関・団体と連携していますか。（○は1つ）

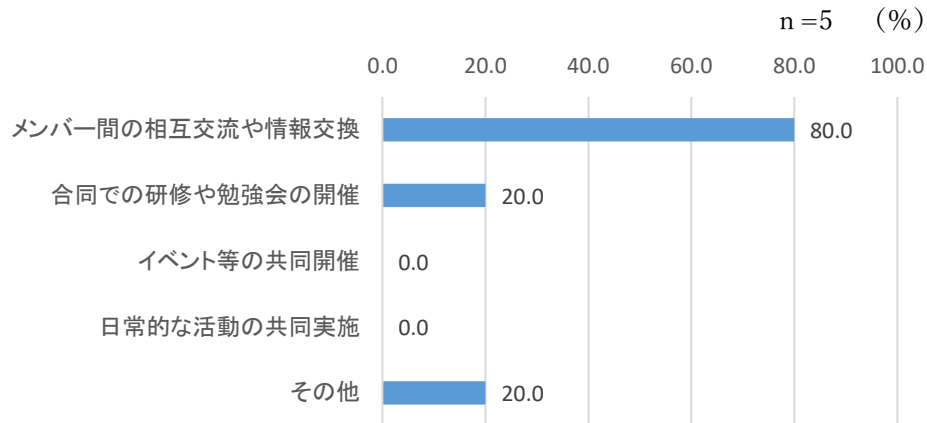
○最も多い回答は「連携している」が5件で、ついで「連携していない」が4件でした。



連携の内容について

■どのような内容の連携を行っていますか。(あてはまるものすべてに○)

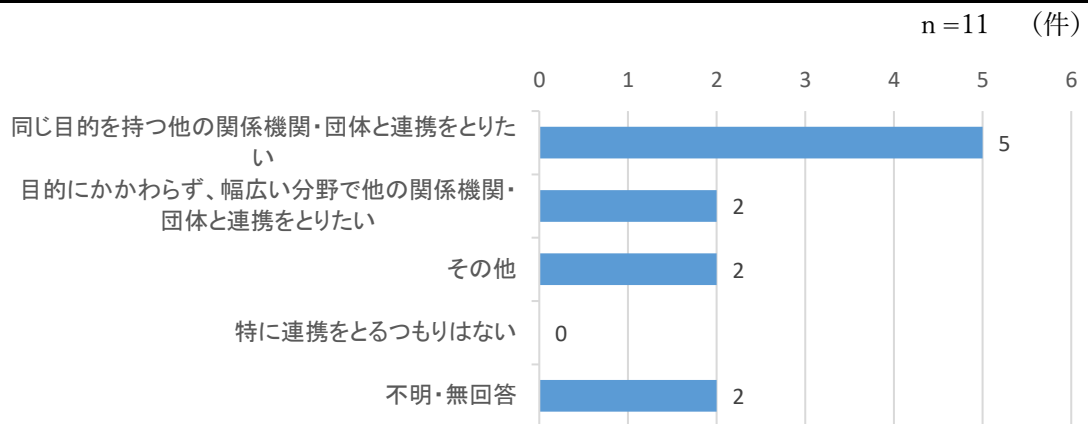
○最も多い回答は「メンバー間の相互交流や情報交換」が80.0%で、ついで「合同での研修や勉強会の開催」、「その他」が20.0%でした。



今後の連携について

■他の関係機関・団体との今後の連携についてどうお考えですか。(○は1つ)

○最も多い回答は「同じ目的を持つ他の関係機関・団体と連携をとりたい」が5件でした。



自由回答

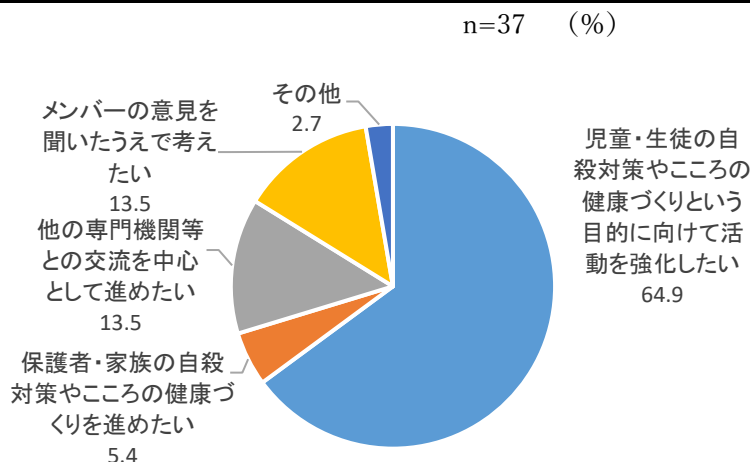
主な意見	●児童・生徒がSOSを出せるよう、家庭や学校が児童・生徒にとって安心できる場となることが求められる。自尊心や自己肯定感を優先した子育てや教育の大切さが共有されることを望む。 ●まず、校内での情報の共有化と各分掌での役割分担の明確化が大切である。その上で課題や問題意識について改善策を構築することが必要である。場合によっては、関係機関等との連携も有効であると思われる。 ●個人的に、関係団体で研修させていただいているが、ぜひ田辺市でも、研修の場を設定して頂きたい。 ●若い頃は、自分に自信がなく、自分は人と違うのではないかと密かに悩み相談できずにいる人が多いのではないか。集団生活の中で自信をなくす。自分を大切にするには、まず自分を知ることが大切で、みんなとは違う感じ方が悪いのではなくて、そこに、その人らしさ、特性（良さ）が隠れていることが多い。どこがどう違うのか、それがわかれば、自分を好きになれるし、自分のいいところを大切にできる大人になれると思う。 ●教職員や保護者が思春期の心身の成長に関する理解を深めることができるような取り組みが必要だと思われる。
------	---

② 学校関係(小・中学校の教職員など)

今後の自殺対策等について

■自殺対策やこころの健康づくりに関連する事業に関して、今後はどのように進めていきたいと考えていますか。(1つに○)

○最も多い回答は「児童・生徒の自殺対策や心の健康づくりという目的に向けて活動を強化したい」の64.9%でした。



今後の自殺対策等について

■自殺対策やこころの健康づくりに関連する事業に関して、今後はどのように進めていきたいと考えていますか。(1つに○)

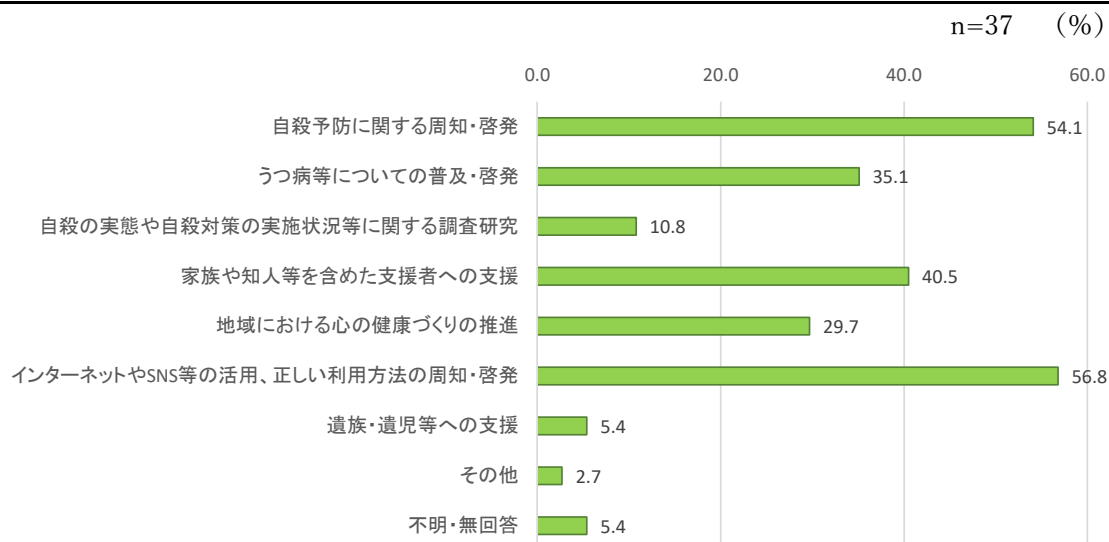
○最も多い回答は「児童・生徒に対するSOSの出し方に関する教育の推進」で64.9%でした。



自殺対策やこころの健康づくりを推進するにあたり、重要な取り組みについて

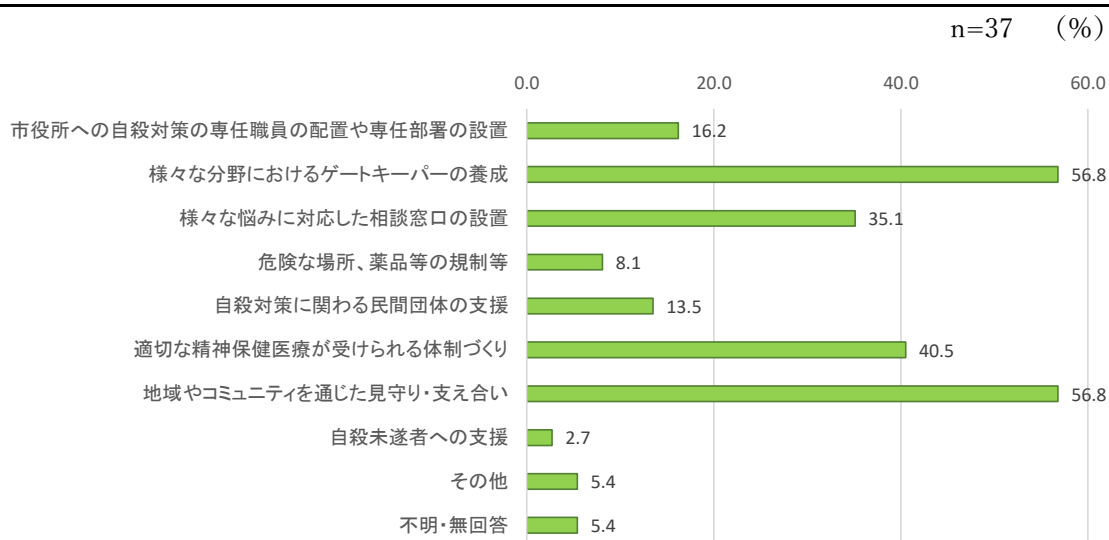
■周知・啓発、支援等に関する取り組み（あてはまるもの3つまでに○）

○最も多い回答は「インターネットやSNS等の活用、正しい利用方法の周知・啓発」が56.8%で、ついで「自殺要望に関する周知・啓発」で54.1%でした。



■体制整備、人材確保・養成に関する取り組み（あてはまるもの3つまでに○）

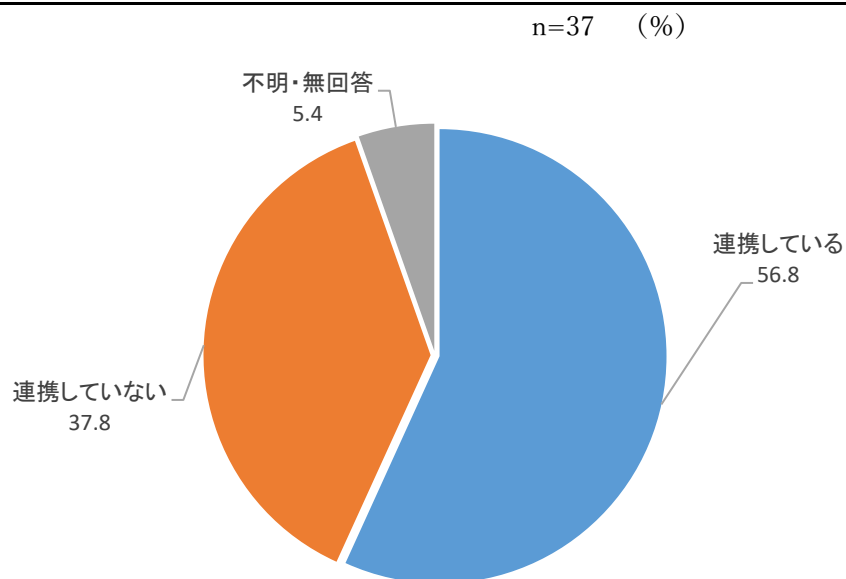
○最も多い回答は「様々な分野におけるゲートキーパーの養成」と「地域やコミュニティを通じた見守り・支え合い」でともに56.8%でした。



活動の連携について

■ 貴校では、活動の中で他の関係機関・団体と連携していますか。(○は1つだけ)

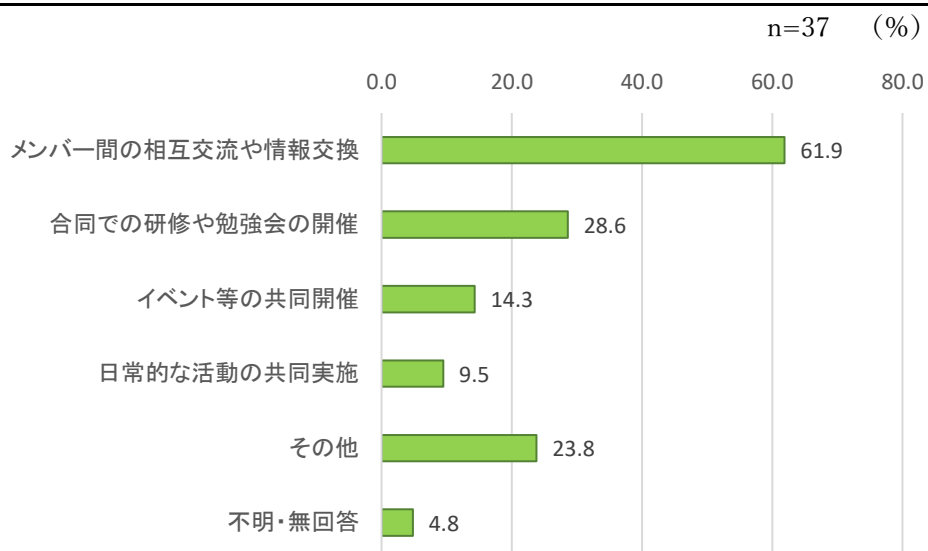
○ 最も多い回答は「連携している」で 56.8%、ついで「連携していない」が 37.8%でした。



今後の連携について

■ どのような内容の連携を行っていますか。(あてはまるものすべてに○)

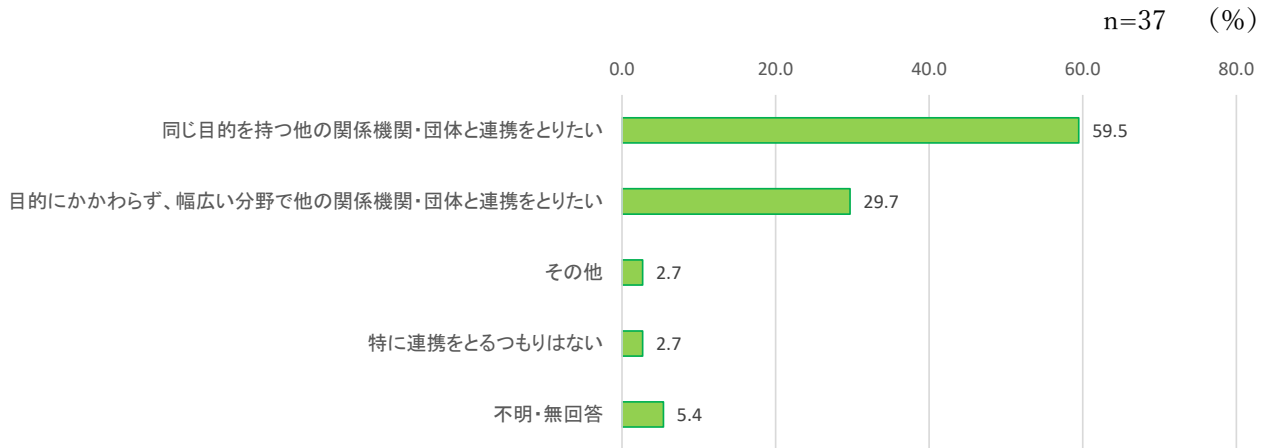
○ 最も多い回答は「メンバー間の相互交流や情報交換」で 61.9%、ついで「合同の研修や勉強会の開催」の 28.6%でした。



今後の連携について

■他の関係機関・団体との今後の連携についてどうお考えですか。(〇は1つだけ)

○最も多い回答は「同じ目的を持つ他の関係機関・団体と連携を図りたい」で59.5%、ついで「目的にかかわらず、幅広い分野で他の関係機関・団体と連携をとりたい」の29.7%でした。



自由回答

主なご意見	●地域やコミュニティでの温かなコミュニケーションがこころの健康づくりに大きな支えとなると思う。悩みを抱える方に、まわりの人々が気づき、声をかけたり、手助けしたりしやすい体制が田辺市全体にできれば、みんながより幸せに暮らしていけると思う。 ●自殺対策について深く考える機会がこれまでなかったが、こころの健康づくりとも関わった対策マニュアルや事例集等があればいいと思う。参考にして取り組める内容から実施していきたい。 ●支援制度の充実と並行して、悩みを抱えた人を孤立させないような互いに支え合える環境作り、地域作りが大切だと感じる。
-------	--

③ 地域団体(民生児童委員協議会など)

活動範囲について

■ 貴機関・団体の主な活動範囲はどこですか。(○は1つだけ)

○ 「田辺市全域」と「西牟婁圏域」それぞれ 50.0%でした。

n=4 (%)

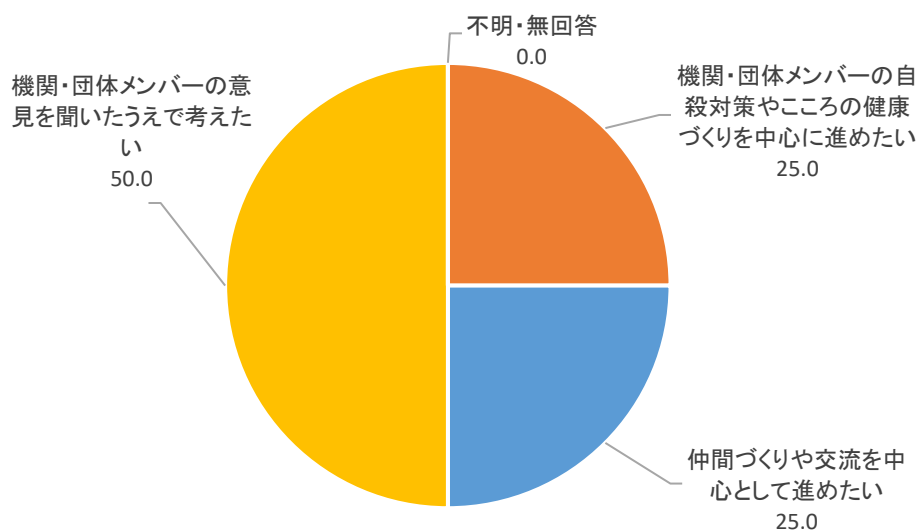


今後の自殺対策等について

■ 自殺対策やこころの健康づくりに関連する事業に関して、今後はどのように進めていきたいと考えていますか。(○は1つだけ)

○ 最も多い回答は「機関・団体メンバーの意見を聞いたうえで考えたい」が 50.0%でした。

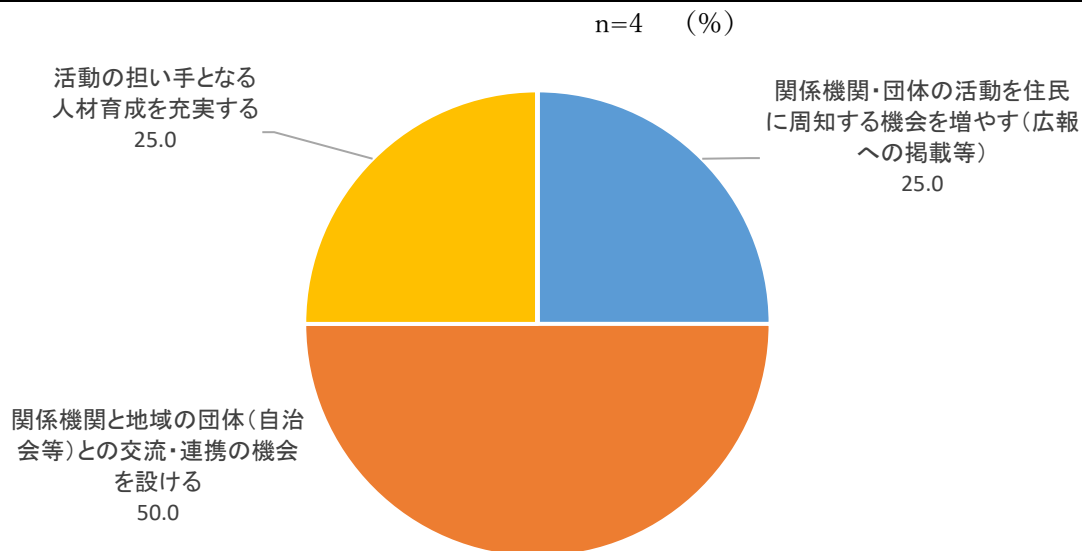
n=4 (%)



今後の住民の理解と協力について

■自殺対策やこころの健康づくりに関連する事業に関して、今後、活動への住民の参加や理解・協力を得るために、特にどのようなことが必要だと思いますか。(〇は1つだけ)

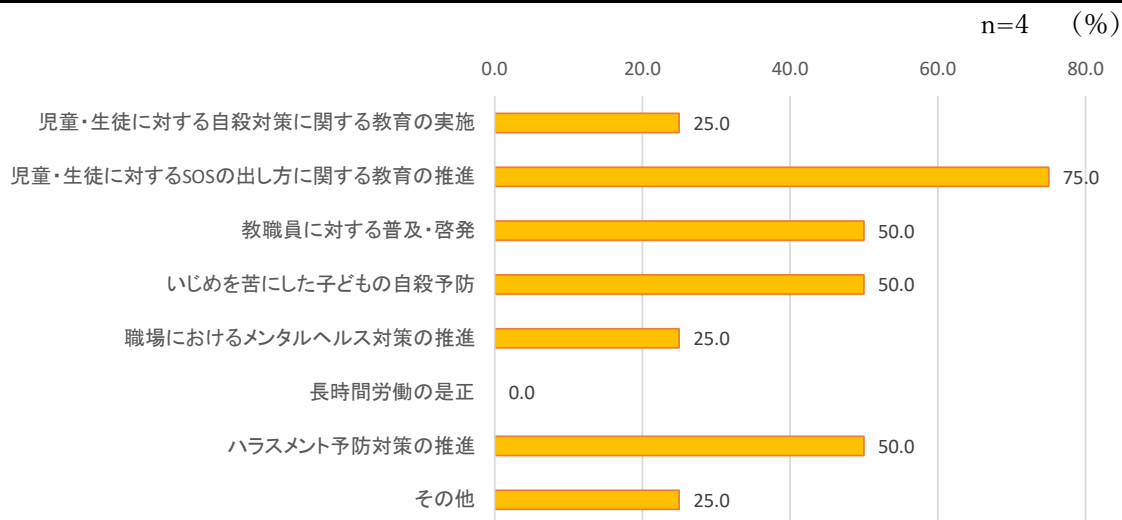
〇最も多い回答は「関係機関との地域の団体（自治会等）と交流・連携の機会を設ける」が50.0%でした。



自殺対策やこころの健康づくりを推進するにあたり、重要な取り組みについて

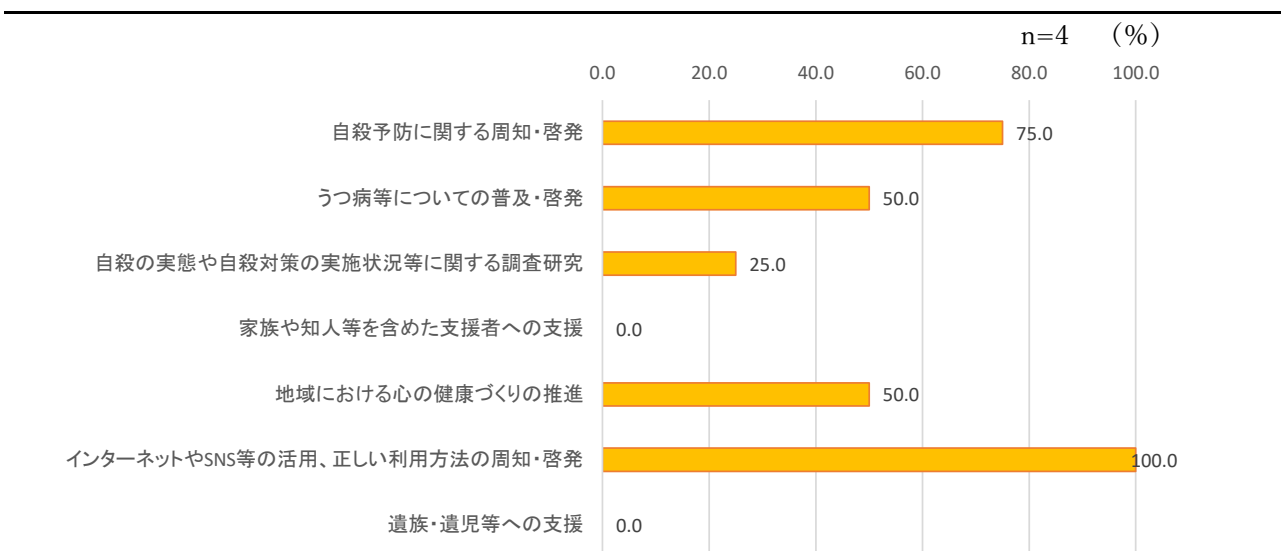
■学校・職場等における対策に関する取り組み(あてはまるもの3つまでに〇)

〇最も多い回答は「児童・生徒に対するSOSの出し方に関する教育の推進」が75.0%でした。



■周知・啓発、支援等に関する取り組み（あてはまるもの3つまでに○）

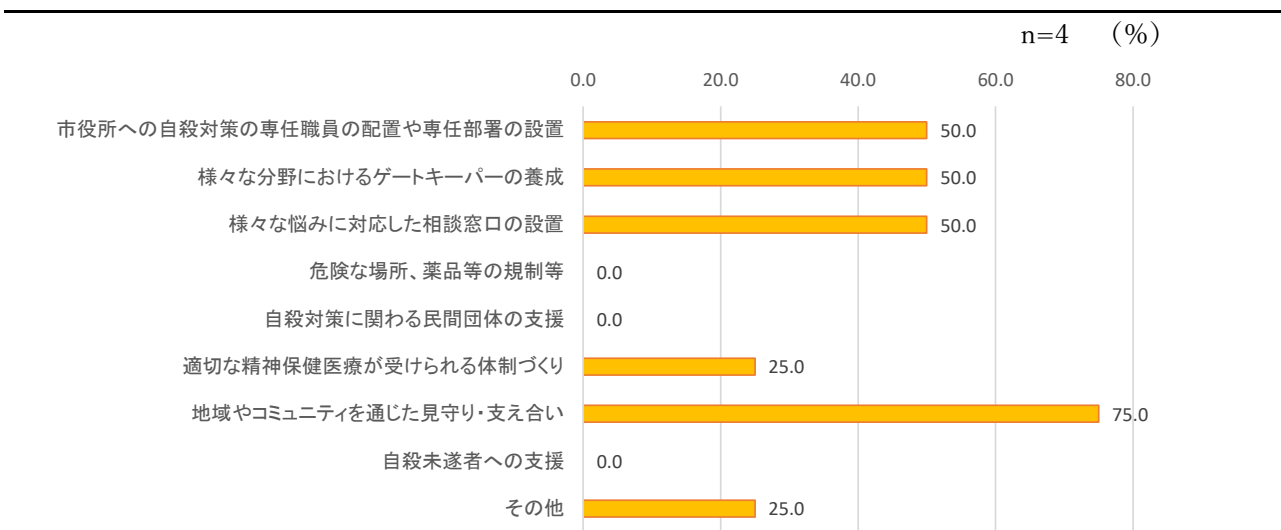
○最も多い回答は「インターネットやSNS等の活用、正しい利用方法の周知・啓発」が100.0%でした。



体制整備等について

■体制整備、人材確保・養成に関する取り組み（あてはまるもの3つまでに○）

○最も多い回答は「地域やコミュニティを通じた見守り・支え合い」が75.0%でした。



主な
ご意見

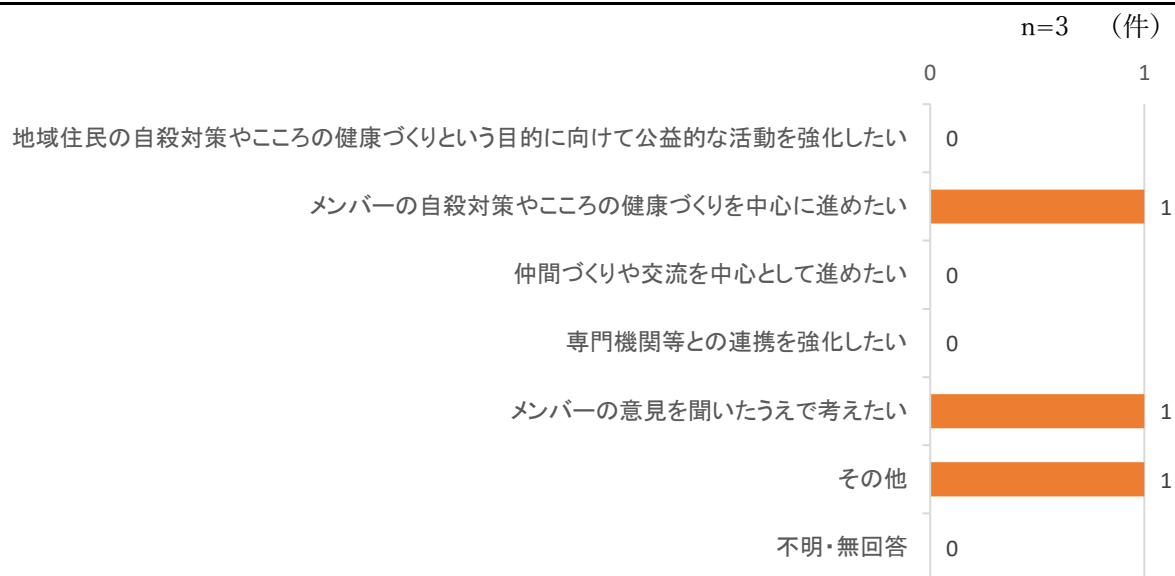
- 平素から白浜レスキューネットワークとの連携を行っており、県外から自暴自棄になって三段壁に来られる方、思いつめて電話をかけてこられる方、様々な事情を抱えた方と出会う。とにかく共同生活の場があることで、「いつでも困ったらおいでよ」と言えることが、安心につながっており、来られてもなじめず出ていかれる方もおられるが、反対に出戻られる方もおられる。いつでもどんなときでも、受け入れますよという体制の安心感は大きいと思う。
- 特に男性が社会から孤立し、アルコール等に依存して状況が悪化するということにも出会う。
- 社会とのつながりを持ち続けられる関わりをつくっていくことが大切である。
- 外に相談できる状況や社会が寛容になっていくような働きかけができるようにしたいと思う。ひとりぼっちは本当に良くないので、なんとかしたい。
- 「話し相手がおらず、寂しい」というような訴えは男性が多い。男性は目的がなければ外出しようとしなくて多く、孤立しがちである。

④ 商工農業漁業関係等(商工会議所など)

今後の自殺対策等について

■自殺対策やこころの健康づくりに関連する事業に関して、今後はどのように進めていきたいと考えていますか。(〇は1つだけ)

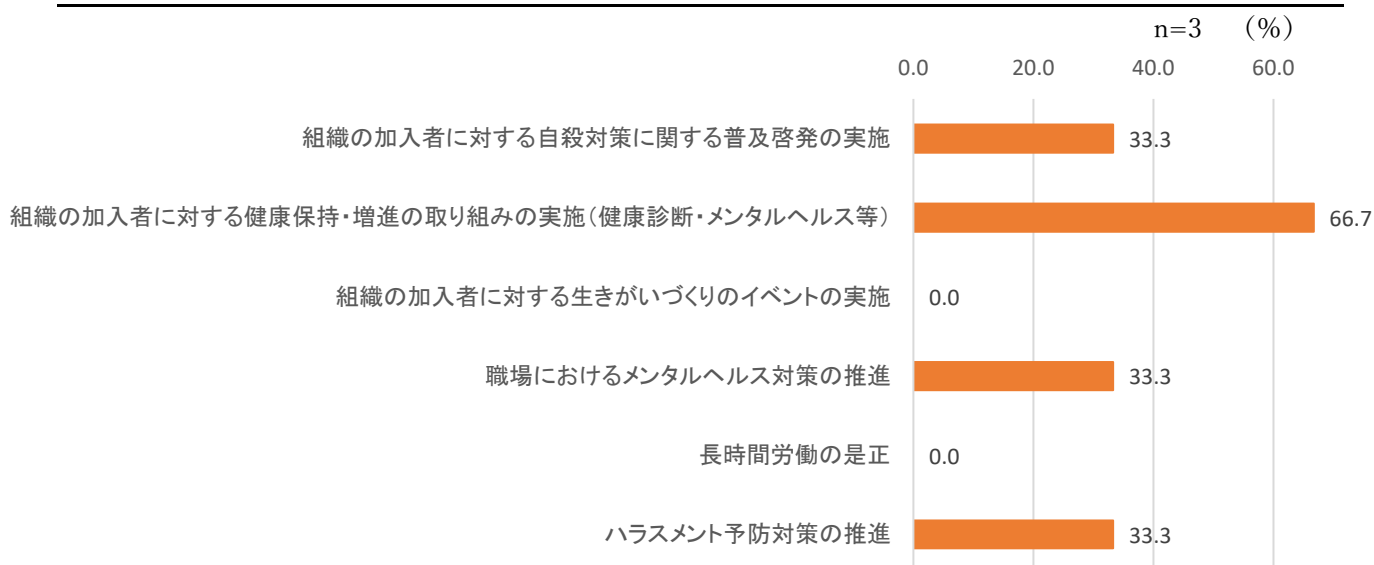
○「メンバーの自殺対策やこころの健康づくりを中心に進めたい」と「メンバーの意見を聞いたうえで考えたい」「その他」が同数でした。



自殺対策やこころの健康づくりを推進するにあたり、重要な取り組みについて

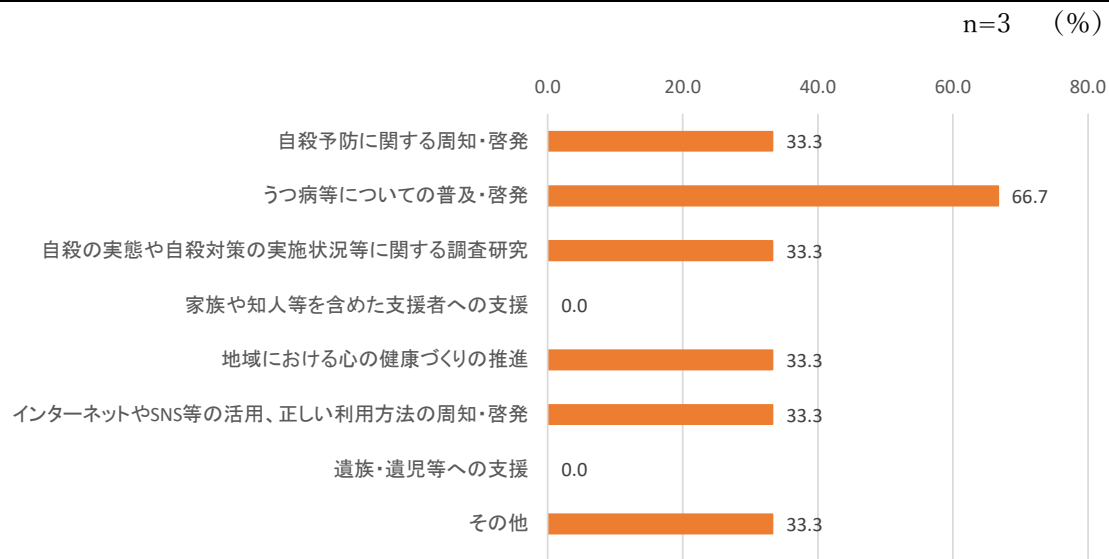
■職場等における取り組み(あてはまるもの3つまでに〇)

○最も高い回答は「組織の加入者に対する健康保持・増進の取り組みの実施(健康診断・メンタルヘルス等)」が66.7%でした。



■周知・啓発、支援等に関する取り組み（あてはまるもの3つまでに○）

○最も高い回答は「うつ病等についての普及・啓発」が66.7%でした。



自由回答

主な ご意見	●自殺は年齢、経緯、原因が多岐にわたり、外からは見えにくくプライバシーに関わるこ とのため、対策が難しいと思われる。専任職員の配置や専任部署の設置も1つの対策と 思うが、特定の部署にとどまらず市全体としての取り組み（庁内連絡会議の機能強化） をお願いしたい。
-----------	--

4 自殺対策計画策定のためのワークショップの実施

本市の自殺対策における現状と課題を洗い出し、本計画策定のための基礎資料とするとともに、計画策定過程から庁内の関係課等が参画することで、自殺総合対策についての認識を深め、相互の施策や相談窓口等の情報共有を促し、全庁的な自殺対策推進の基盤強化を図ることを目的に、ワークショップを開催しました。

(1) 実施の概要

■ 参加対象：庁内関係課（16 課室）

やすらぎ対策課/福祉課/子育て推進課/男女共同参画推進室/
学校教育課/人権推進課/健康増進課/自治振興課/商工振興課/生涯学習課/企画広
報課/建築課/市民課/総務課/収納課/障害福祉室

関係機関
社会福祉協議会

■ 開催日時：令和 6 年 9 月 25 日（水）13：15～15：00

■ 開催場所：市役所 2 階 大会議室

■ 調査方法：「自殺対策」という分野の特性上、議論の収束や解決策の提示は困難（慎重な議論が必要）であることを踏まえ、「発散型（多様な意見を数多く出す）」のグループワーク形式にて開催しました。

■ グループ分け：各施策の「主な担当課」を参考に 3 つのグループ分け、「現場で感じる課題や思い」について、気づきや意見などを付箋に書き出し掲出しました。

A	【基本施策 1】地域・庁内組織におけるネットワークの強化 【基本施策 3】住民への啓発と周知
B	【基本施策 5】児童・生徒の「SOS の出し方に関する教育の実践」 【生きる支援の関連施策】
C	【基本施策 2】自殺対策を支える人材育成の強化 【基本施策 4】生きることの促進要因への支援 【重点施策：高齢者への支援】

(2) 実施の結果

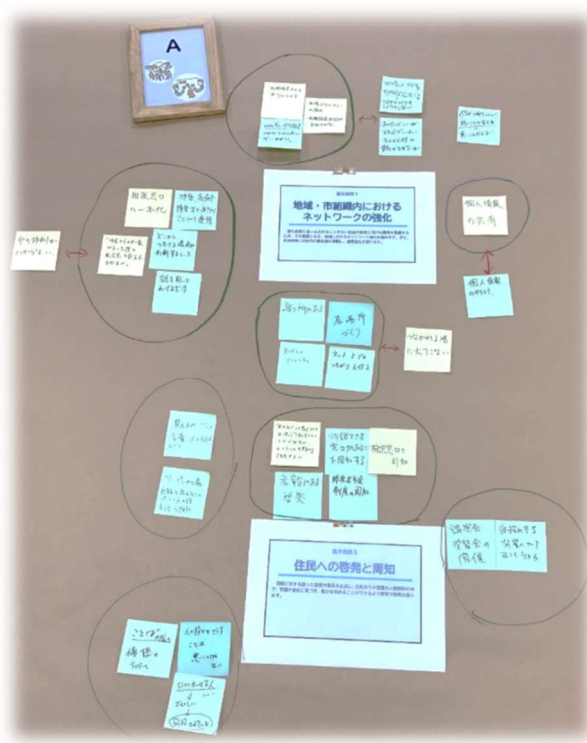
① グループ A

テーマ① 地域・市内組織におけるネットワークの強化

- ✧ 住民からの第一報があった際の総合窓口があればよい
- ✧ 相談窓口の一本化
- ✧ 地域のつながりがめんどくさい＝つながりづくりをしようとしな
- ✧ 地域住民のつながりについて地域力低下
- ✧ 地域コミュニティの強化
- ✧ 飲みにケーション・弱いことを言える＝悪いことではない
- ✧ つながりのエネルギーがない
- ✧ つながれる場に出てこない
- ✧ おせっかいする人がいない
- ✧ どこかにつなげる場合か、判断するところ
- ✧ 健康、高齢、障害など生きにくさについて連携
- ✧ 話を聞いてあげるだけ
- ✧ 寄り所がある
- ✧ 居場所づくり
- ✧ そんな人材の育成ができていない
- ✧ 市の体制がわからない
- ✧ ネット上のコミュニティ
- ✧ ネット上でのつながりをつくる
- ✧ 個人情報の共有
- ✧ 個人情報のやりとり

テーマ② 住民への啓発と周知

- ✧ 相談できる窓口があることを周知する
- ✧ 相談窓口の周知
- ✧ 見える化 サロンなど
- ✧ 言葉、人の顔が分かる
- ✧ 障害者年金制度の周知



- ✧ 広報による啓発
- ✧ ことばの強さ
- ✧ 傾聴の大切さ
- ✧ 講演会、学習会の開催
- ✧ オープンの場
- ✧ 自殺を考えたことがある人の話、実話を聞く
- ✧ 口に出せる人→さびしい→解放されている
- ✧ 自殺に至る背景について正しく知る人の弱さを
さらすことは悪いことではない
- ✧ 「死にたい」と感じることは、決して恥ずかしい
ことではない、ということの周知をした方がよい

② グループ B

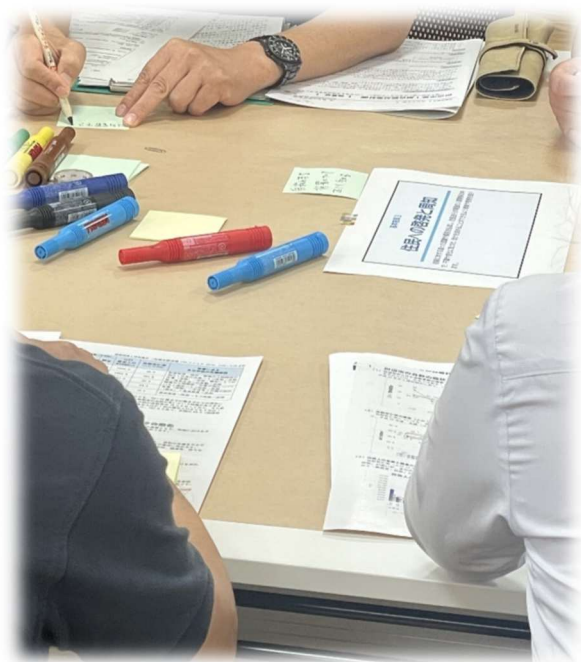
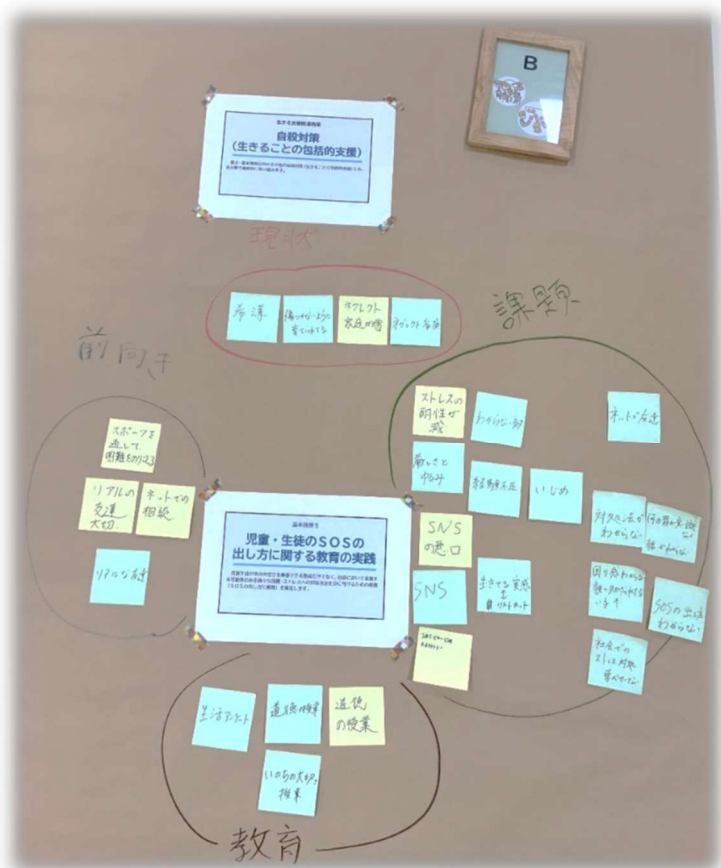
テーマ③ 児童・生徒の SOS の出し方に関する教育の実践

■現状について

- ◇ 傷つかないように育てられている
- ◇ ネグレクト家庭が増
- ◇ ネグレクト家庭
- ◇ 希薄

■課題について

- ◇ 厳しさとゆるみ
- ◇ わからない敵
- ◇ 経験不足
- ◇ 対処法がわからない
- ◇ ネットで友達
- ◇ ネットリテラシー
- ◇ SNS の悪口
- ◇ SNS
- ◇ SNS でのいじめ
- ◇ いじめ
- ◇ 生きてる実感⇔リストカット
- ◇ 困り感わからない
↑ 親に助けられてない子
- ◇ SOS の出し方わからない
- ◇ ストレス耐性が減
- ◇ 社会でのストレス対処 学べていない
- ◇ 何の罪の意識なく、線がわからない



■前向き

- ◇ ネットでの相談
- ◇ リアルな友達
- ◇ リアルな友達 大切
- ◇ スポーツを通して困難をのりこえる

■教育について

- ◇ 道徳の授業
- ◇ 生活アンケート
- ◇ いのちの大切さ授業

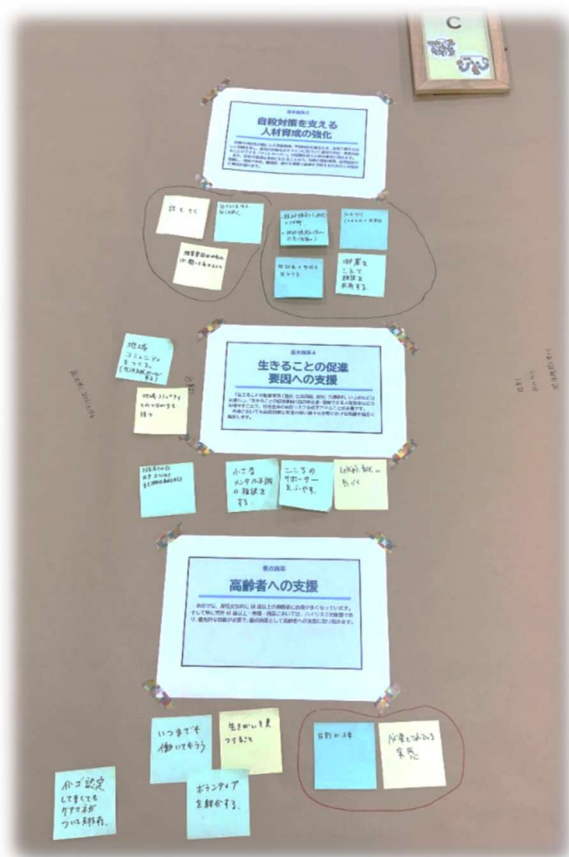
③ グループC

テーマ④ 自殺対策を支える人材育成の強化

- ✧ 相談者の性格を見分ける
- ✧ 阻害要因があれば、聞いてあげること
- ✧ 話をきく
- ✧ 話せる人を作る
- ✧ 話を聞く
- ✧ 部署をこえて相談を共有する
- ✧ 住み分け（それぞれの役割）
- ✧ 精神障害（うつ病等）の理解
- ✧ 関係機関を増やし共有（情報の）

テーマ⑤ 生きることの促進要因への支援

- ✧ 地域コミュニティをつくる
（生活支援整備事業）
- ✧ 地域コミュニティとのつながりを持つ
- ✧ 社会参加する
- ✧ 仕事、ボランティア、自己評価を高めてもらう
- ✧ 小さなメンタル不調の相談をする
- ✧ こころのサポーターをふやす
- ✧ 症状、変化に気づく



テーマ⑥ 高齢者への支援

- ✧ いつまでも働いてもらう
- ✧ 必要とされている実感
- ✧ 生きがいを見つけること
- ✧ ボランティアを紹介する
- ✧ 役割が必要
- ✧ 介護認定しなくてもケアマネがついて支援する

5 本市における自殺の特徴（まとめ）

現 状	
総 論	●田辺市は、毎年のばらつきが見られるものの、コロナ禍以降、令和4年まで概ね国や和歌山県の数値と近似している。 ●令和元年に自殺者数が減少したが、コロナ禍を経て近年は横ばいで、令和5年に再び増加に転じている。 ● 男性は、50 歳代の自殺者が多い。女性では、60 歳以上の自殺者がやや多い。

「性別年代別」「同居の有無別」「職業の有無別」の自殺者数（令和元年から令和4年）をみると、「男性 40～59 歳 有職 同居」「男性 60 歳以上 無職 同居」「男性 40～59 歳 無職 同居」が多くなっています。

上位5区分(順位) ※H30～R4の自殺者数の合計値 による順位		割合	自殺死亡率 (10万対)	背景にある主な自殺の危機経路(注)
1位	男性 40～59 歳有職同居	21.3%	45.9	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
2位	男性 60 歳以上無職同居	16.0%	45.6	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患→自殺
3位	男性 40～59 歳無職同居	9.3%	251.6	失業→生活苦→借金+家族間の不和→うつ状態→自殺
4位	女性 60 歳以上無職独居	9.3%	39.9	死別・離別+身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
5位	男性 60 歳以上有職同居	9.3%	32.1	①【労働者】身体疾患+介護疲れ→アルコール依存→うつ状態→自殺／②【自営業者】事業不振→借金+介護疲れ→うつ状態→自殺

注)和歌山県田辺市(住居地)の2018～2022年の自殺者数は合計75人(男性55人、女性20人)であった。

注)順位は自殺者数の多さに基づき、自殺者数が同数の場合は自殺死亡率の高い順とした。

注)自殺死亡率の母数(人口)は令和2年国勢調査を元に自殺総合対策推進センターにて推計した。

注)「背景にある主な自殺の危機経路」は自殺実態白書2013(ライフリンク)を参考にした。自殺者の特性別に見て代表的と考えられる経路の一例を示しており、記載の経路が唯一のものではないことに留意いただきたい。

資料:地域自殺実態プロフィール 2023【和歌山県田辺市】

(2025年1月の最新データに差し替え予定)

6 基本的な考え方

(1) 自殺対策の基本方針

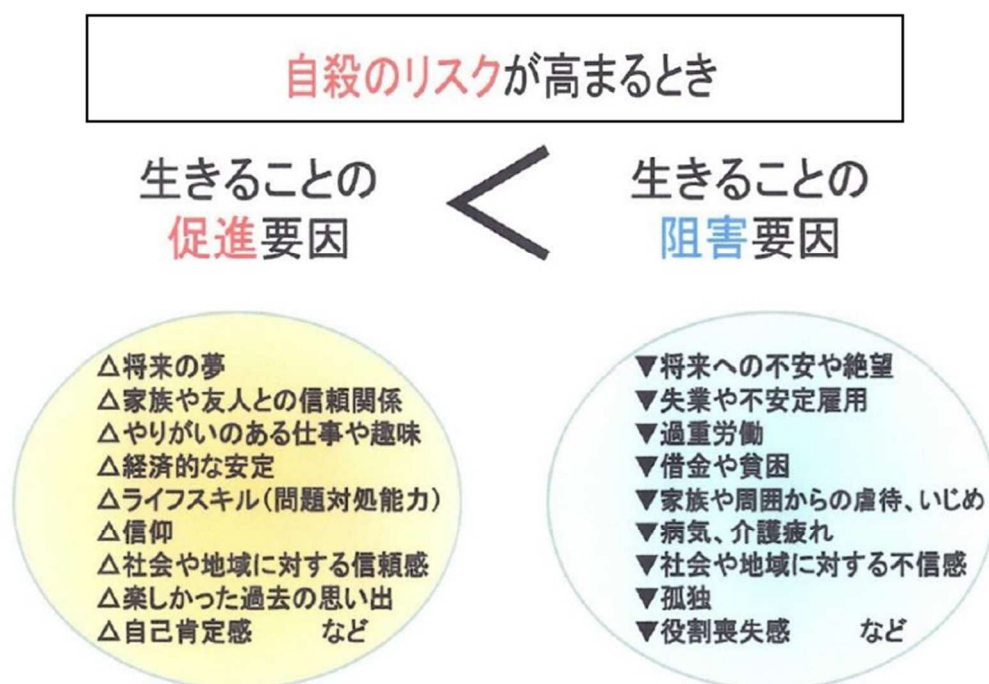
本市では、自殺総合対策大綱を踏まえ、以下の5点を自殺対策における「基本方針」とします。

1. 生きることの包括的・重層的な支援として推進

個人においても地域においても、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因」より、失業や多重債務、生活困窮等の「生きることの阻害要因」が上回った時に、自殺リスクが高まるとされています。

自殺対策は、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方を通じて自殺リスクを低下させる方向で推進する必要があります。

自殺防止や、遺族支援といった狭義の取組のみならず、地域において「生きる支援」に関連する、あらゆる取組を総動員して、「生きることの包括的・重層的な支援」として推進することが重要となります。



資料：NPO法人ライフリンク

2. 関連分野の有機的な連携の強化

自殺に追い込まれようとしている人が安心して生きられるようにして自殺を防ぐため、様々な分野の施策、人々や組織と密接に連携し、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的・重層的な取組を実施します。

自殺の要因となり得る生活困窮、虐待、DV（配偶者からの暴力）、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリティ（性的少数者）等、関連の分野においても現場の実践的な活動を通じた連携の取組が展開されていることから、連携の効果をさらに高めるため、様々な分野の生きる支援にあたる人々がそれぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有します。

3. 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動

「対人支援のレベル」、「地域連携のレベル」、「社会制度のレベル」など、対応の段階に応じたレベルごとの対策を強力かつ効果的に連動させ、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で自殺対策を推進します。

また、時系列的な対応としては、自殺の危険性が低い段階における啓発などの「事前対応」と、現に起こりつつある自殺発生の危険に介入する「危機対応」、自殺や自殺未遂が生じてしまった場合などにおける「事後対応」のそれぞれの段階において施策を講じます。

4. 実践と啓発を両輪として推進

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があり、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、地域全体の共通認識となるよう普及啓発を行います。

住民一人ひとりが、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、精神科医など専門家につなぎ、その指導を受けながら見守っていけるよう実践します。

5. 関係機関の役割の明確化と連携・協働の推進

自殺対策が最大限その効果を発揮して「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、市、関係団体、民間団体、企業、住民などが連携・協働し、まちを挙げて自殺対策を総合的に推進することが必要です。

そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化、共有化したうえで、相互の連携・協働の仕組みを構築します。

(2) 自殺対策の施策体系

本市の自殺対策の取組と、関連する生きる支援は、大きく以下の3つの施策群から構成されます。

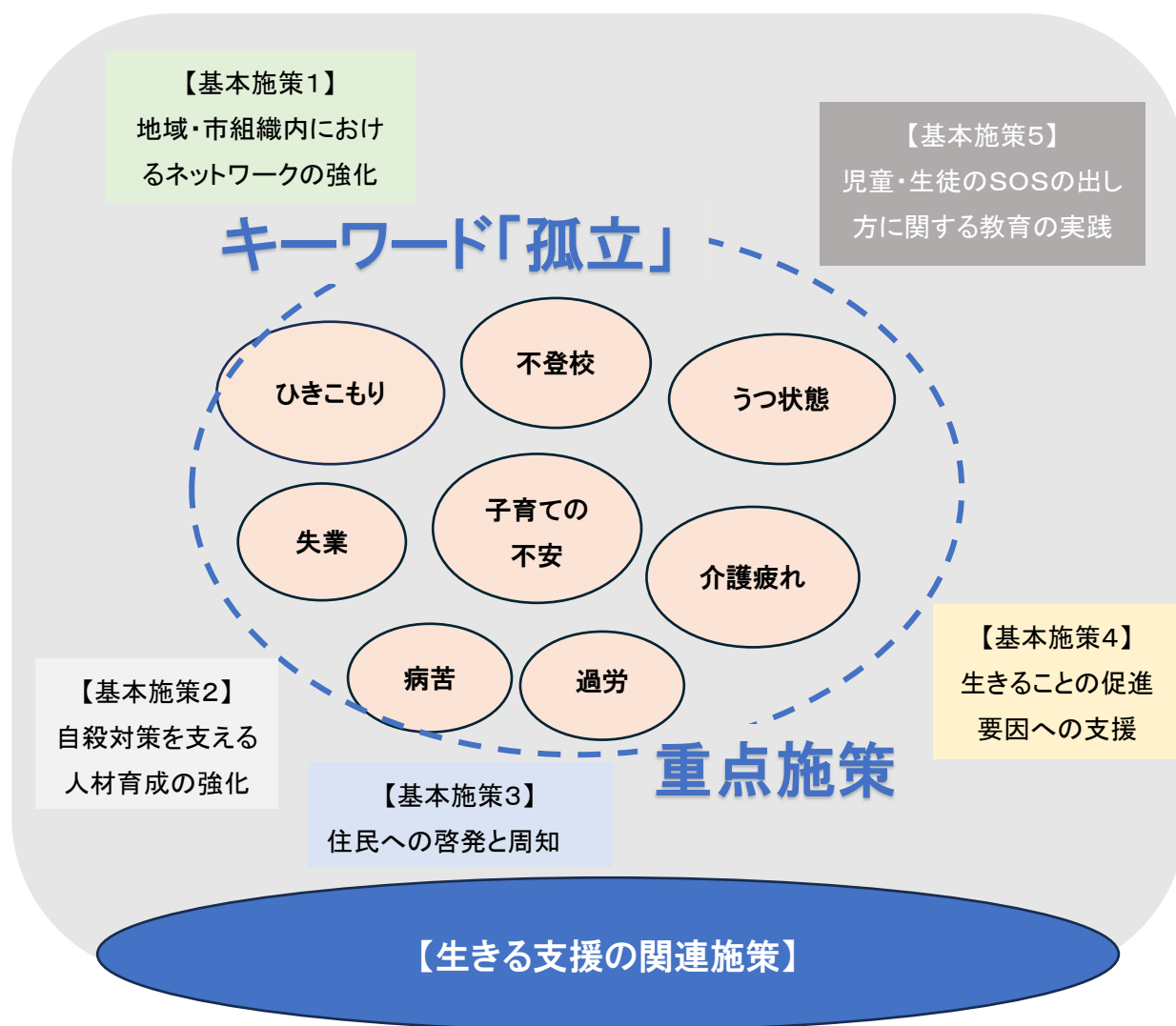
国が定める「地域自殺実態政策パッケージ」において、本市の自殺実態を踏まえた「重点施策」と全市町村が共通して取り組むべきとされている「基本施策」、基本・重点以外の関連する事業をまとめた「生きる支援関連施策」です。

「基本施策」は、「地域におけるネットワークの強化」や「自殺対策を支える人材の育成」等、地域で自殺実態を推進していく際の基盤となる取組です。

一方、「生きる支援関連施策」は、本市において、既に行われている様々な事業を、「生きることの包括的重層的な支援」としての視点で捉えなおし、自殺対策とも連携させて推進していけるよう、取組を内容別にまとめたものです。

最後に「重点施策」は、本市における自殺のハイリスク層である、高齢者並びに働き盛り世代に焦点を当て、孤立を防ぐ取組をまとめています。孤立の形態はさまざまで、不登校、ひきこもり、うつ状態、生きる希望の減退と喪失など多岐にわたるため、包括的で重層的な支援体制が求められます。

<施策のイメージ図>



<施策と取組内容>

施策	取組内容
【重点施策１】 孤独・孤立を防ぐ支援	①孤独・孤立を防ぐ「生きるための支援施策」
	②孤独・孤立を防ぐ「相談支援体制」
	③孤独・孤立を防ぐ「経済的社会的な支援」の充実
【重点施策２】 高齢者並びに働き盛り世代への支援	①高齢者への「生きるための支援」の充実と啓発、連携体制の強化
	②健康づくり、居場所づくりの充実
【基本施策１】 地域・市組織内におけるネットワークの強化	①地域におけるネットワーク強化
【基本施策２】 自殺対策を支える人材育成の強化	①様々な職種と関係団体を対象とする研修の実施
【基本施策３】 住民への啓発と周知	①啓発パンフレット・相談窓口一覧の作成と周知
	②相談窓口の連携強化
	③住民向けの講演会やイベント等の開催
	④広報啓発活動
【基本施策４】 生きることの促進要因への支援	①自殺リスクを抱える可能性のある人への支援（居場所活動含む）
	②児童・生徒や家族に対する教育相談体制・支援の充実
	③うつ病が疑われる症状の早期発見
	④遺された人への支援
【基本施策５】 児童・生徒のＳＯＳの出し方に関する教育の実践	①教職員に対する普及・啓発
	②ＳＯＳの出し方に関する教育の実践
【生きる支援の関連施策】	①基本・重点施策以外のその他の「自殺対策（生きることの包括的重層的な支援）」の取組

7 いのちを支えるための自殺対策の取組

(1) 重点施策

1 孤独・孤立を防ぐ支援

自殺は、その多くが追い込まれた末の死と言われ、自殺に至るまでには、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤独・孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。

改定された自殺総合対策大綱でも、「総合的な自殺対策の更なる推進・強化」として、第一に「孤独・孤立対策等との連携」を挙げており、団体ヒアリング調査結果やワークショップの意見でも、包括的で重層的な「孤立させない環境づくり」が求められています。

①孤独・孤立を防ぐ「生きるための支援施策」

様々な年代における孤独・孤立リスクを想定して、生きるための包括的で重層的な支援事業に努めます。

事業	事業の概要	主な担当課
包括的な支援体制の構築	社会の変化に伴って生じている課題と、これからの可能性の両方に目を向け、重層的支援体制整備事業の検討（アウトリーチ）を進めて、孤独・孤立リスクに対応していきます。	関係各課
母子保健推進員の妊婦訪問	妊娠届出時や乳幼児健診時の希望者に対して地区担当の母子保健推進員が訪問し身近な相談相手となることで孤立を防ぎます。	健康増進課
産前産後サポート事業	助産師による専門的な相談や仲間づくりを目的とした教室を行うことで育児する母親の悩みを軽減、孤立化を防ぐことで、マタニティブルーや産後うつ、育児不安を取り除き、虐待の早期発見や早期支援につなげます。	健康増進課
重複多受診者指導	医療機関を頻回・重複受診する方の中には、地域で孤立状態にあたり、健康上の問題を抱えている可能性があることから、訪問や相談により受診の状況を確認し、適正受診や必要時には関係機関につなげます。	健康増進課
SOSの出し方教育の実施	子どもの人権「SOSミニレター」やLINE相談、警察の「サポートカード」を利用し、困った時や悩みを抱えた際に、自らがSOSを発信できるよう、相談方法や対応方法についての教育を推進します。	学校教育課

事業	事業の概要	主な担当課
いじめアンケートの実施	いじめに関するアンケートを実施し、定期的にいじめの防止、早期発見に努め、児童・生徒に対するメンタルケアの充実を図ります。	学校教育課
いのちの授業の実施	中学生の「いのちの授業」、乳幼児健診の実習や赤ちゃんのふれあい体験を行うことで、命の尊さについて学ぶ機会を提供します。	健康増進課
情報教育の充実	児童・生徒にインターネットの利用やマナー、モラルの理解を深めるため、青少年センター等の外部の専門家などによる情報モラル講座を実施します。	学校教育課
西牟婁圏域自立支援協議会の開催	医療・保健・福祉・教育及び就労など、障害のある人への支援体制を進める中で、緊急時の体制を構築するとともに、圏域障害児・者相談センターなど、関係機関の連携体制に取り組みます。	障害福祉室
わかちあいの会和歌山「うめの花」活動への協力	大切な人を亡くされた方が気持ちをわかちあうための交流会、講演会や音楽会など、同会の紀南地方での活動について情報提供等を行います。	障害福祉室
田辺市障害者（身体・知的相談員業務）	行政より委託した民間の協力相談員が、本人・当事者家族の相談・情報提供等を通じ社会的孤立感の解消及び自立生活の助長を図っていきます。	障害福祉室
田辺市地域ケア会議・小地域ケア会議の開催	各日常生活圏域ごとのケア会議の中で、自殺のリスクを抱えている可能性のある住民の事例検討や安心して暮らせるよう地域課題の検討等を通じ、関係機関の連携強化に取り組みます。	やすらぎ対策課
虐待ネットワーク委員会開催	高齢者・障害者虐待ネットワークにおいて、年1回の全体会議等を通じ、自殺対策（生きる支援）の視点での関連付けや情報提供、連携強化に取り組みます。	やすらぎ対策課 障害福祉室

②孤独・孤立を防ぐ「相談支援体制」

あらゆる年齢層において孤独・孤立を防ぐため、生きるための包括的で重層的な相談体制の構築に努めます。

事業	事業の概要	主な担当課
生活困窮者自立支援事業	生活困窮などの経済的問題を抱えた住民に対し、就労準備、家計改善支援、学習支援、住居確保、一時生活支援など、相談支援や助言、情報の提供、必要に応じた連携支援を行います。	福祉課 (生活相談センター)

事業	事業の概要	主な担当課
民生・児童委員による相談支援	民生・児童委員が中心となり、住民の立場に立って日常生活上の困りごとや不安、悩みの相談を受け、情報の提供や相談内容に応じた連携支援を行います。	福祉課
生活相談（生活相談センター）	生活相談センターなどで、生活相談や就職などの相談を通じ、どのような支援が必要か検討し、具体的な支援プランを作成しながら自立に向けた支援を行います。	福祉課
障害者に関する相談	身体・知的・精神・難病等、障害を抱える当事者やその家族に対し、西牟婁圏域障害児・者相談センターにて、相談支援や助言、情報の提供、必要に応じた連携支援を行います。	障害福祉室
発達に関する相談	発達や子育てに悩む親子の利用が増加傾向にあるため、専門家による適切な関わり方等の相談支援や助言、情報の提供、必要に応じた連携支援を行います。	健康増進課 障害福祉室 学校教育課 子育て推進課
子育てに関する相談	妊娠、出産、子育てをはじめとする様々な相談を受け付け、相談支援や助言、情報の提供、必要に応じた連携支援を行います。	健康増進課 子育て推進課 （家庭児童相談室）
ひきこもり相談	ひきこもり状態にある青年期の若者及びその家族に対し、相談支援や助言、情報の提供、必要に応じた連携支援を行います。	健康増進課
健康相談	身体やこころの健康に関する悩みを抱える当事者や家族に対し、相談支援や助言、情報の提供、必要に応じた連携支援を行います。	健康増進課
いじめホットライン	学校以外の場で専門の相談員に相談できる機会を提供し、相談の敷居を下げ、早期の問題発見・対応に向けた支援を行います。	学校教育課
教育相談 （いじめを含む）	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門職員が、子どもの悩みや保護者の心配ごとなどの相談を受け、子どもが抱える問題の早期発見・対応につなげます。	学校教育課
市民相談	各種相談を受け付ける窓口となるため、相談内容に応じた適切な機関につないだり、情報の提供、必要に応じた連携支援を行います。	自治振興課
消費生活相談	消費生活や多重債務等の相談支援や助言、情報の提供や必要に応じた連携支援を行います。	自治振興課

事業	事業の概要	主な担当課
市民法律相談	法律的な知識を必要とする諸問題でお困りの人に、弁護士が無料で相談に応じ、相談支援や助言、情報の提供を行います。	自治振興課
人権相談	人権に関する悩みを抱えている人に対して、相談支援や助言、情報の提供、必要に応じた連携支援を行います。	人権推進課
DV(配偶者等からの暴力)相談	配偶者やパートナーから暴力を受けている人などに対し、相談支援や助言、情報の提供、必要に応じた連携支援を行います。	男女共同参画推進室
女性電話相談	女性が抱えるいろいろな悩みに、女性相談員が相談に応じ、相談支援や助言、情報の提供、必要に応じた連携支援を行います。	男女共同参画推進室
納税に関する相談	納税相談などの面談を通じて生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にある住民に対して情報の提供や相談内容に応じた連携支援を行います。	収納課

③孤独・孤立を防ぐ「経済的社会的な支援」の充実

年代に関わらず孤独・孤立から脱却することができる、生きるための包括的で重層的な経済的社会的支援に努めます。

事業	事業の概要	主な担当課
母子家庭等自立支援事業（高等職業訓練促進給付金事業）	ひとり親家庭の母・父が、就労に結びつきやすい資格を取得するために養成機関での受講を行う際、受講期間について給付金を支給します。	子育て推進課
自立支援教育訓練給付金事業	ひとり親家庭の母・父の主体的な能力開発を支援するため、対象教育訓練講座を受講した場合、終了時に給付金を支給します。	子育て推進課
遺児奨学金	小学生・中学生・高校生で両親がいない又はこれに準ずる状態にある遺児に奨学金を支給します。	子育て推進課
交通遺児手当	交通事故により親の一方又は双方を失った高校生までの交通遺児に手当を支給します。	子育て推進課
ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	ひとり親家庭の母・父・20歳未満の子どもが、高等学校卒業程度認定試験を受けるため、講座を受講修了した際、受講費用の一部を支給します。また合格した場合にも受講費用の一部を支給します。	子育て推進課
助産支援	経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦の入所・助産を支援します。	子育て推進課

事業	事業の概要	主な担当課
学童保育事業	保護者が就労、病気その他の理由により下校後の児童を保育することができない場合に、当該児童の保育事業を行います。 また、悩みを抱えた子どもや保護者との接点となり、必要に応じ連携支援を行います。	子育て推進課
保育料等納入促進	保育料滞納者に対し、面談を通じて生活面で深刻な問題を抱えていたり、経済的困難な状況にある住民に対して情報の提供や相談内容に応じた連携支援を行います。	子育て推進課
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	保護者が疾病等の社会的な事由により家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合や、母子が経済的な理由や夫の暴力により緊急一時的に保護を必要とする場合等に児童福祉施設等にて養育・保護します。	子育て推進課
ファミリーサポートセンター事業	子育ての援助を受けたい人と、援助をしたい人をつなげ、相互援助活動を支援します。	子育て推進課
母子生活支援事業	DV その他の理由により、保護が必要な母子を母子生活支援施設に措置し、生活支援等による自立促進を図ります。	子育て推進課
子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	保護者が仕事等の事由により恒常的に帰宅が夜間にわたる場合や休日に不在の場合等で、児童に対する生活指導や家事の面で困難を生じている場合に、その児童を児童福祉施設等において生活指導、食事の提供を行います。	子育て推進課
ひとり親家庭等育児支援 助成事業	ひとり親世帯の就学前児童が利用したファミリーサポートセンター事業、病児・病後児保育事業、子育て短期支援事業に要した費用の一部を助成します。	子育て推進課
3子以上に係る育児支援 助成事業	小学生以下の子ども3人以上を養育している世帯のうち、就学前児童が利用したファミリーサポートセンター事業、病児・病後児保育事業、子育て短期支援事業に要した費用の一部を助成します。	子育て推進課
養育支援訪問事業	出産後おおむね1年未満の間における母と乳児に対し、ヘルパーを派遣し家事・育児等の援助を行います。	子育て推進課
児童扶養手当の支給	配偶者の離婚、死別、障害等により、児童を監護・養育している方に手当を支給するとともに、申請時や現況届提出時に、申請者及び受給者に生活状況等の聴取を実施します。	市民課
要保護・準要保護児童 援助、特別支援教育就 学奨励費	経済的理由により就学が困難な児童・生徒の保護者に対して、学校で必要な費用の一部の援助を行います。	学校教育課
応急小口資金貸付事 業	本市に住所を有し、3か月以上住民登録をしている世帯主に、一世帯につき 50,000 円を限度として貸し付けます。(連帯保証人、生活保護受給者ではないこと等、条件あり)	福祉課

事業	事業の概要	主な担当課
生活保護事務	生活保護法に基づき、就労可能な被保護者にはケースワーカー及び就労支援員が関わり、自立生活を営めるよう支援します。また、要保護者に対して、必要な指導、支援、扶助費の支給を行います。	福祉課
田辺市中小企業信用保証料補助金・田辺市小企業資金利子補給補助金・田辺市新規開業資金利子補給補助金	融資を活用した際の信用保証料の一部を補助するとともに、対象融資の利子の一部を補助します。	商工振興課
住居確保給付金	離職等により住居を失った方、または失う恐れの高い方に就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間家賃相当額を支給し、生活の土台となる住居を整えたうえで、就職に向けた支援を行います。	福祉課
田辺市一時生活支援事業	住居のない方に一定期間、宿泊場所や衣食を提供し、在宅生活・施設入所等を含め自立支援を行います。	福祉課
田辺市就労準備支援事業	就労経験がなく、直ちに一般就労することが難しい方のために、その人に適した作業機会を提供し、一般就労に向けた支援を中・長期的に行います。	福祉課
田辺市障害児者父母の会	知的・精神障害児者及びその家族が、高齢化が進む中で、お互いの交流を深め支えあいながら、社会参加の促進をめざす活動を支援していきます。	障害福祉室
田辺保護司会補助金	犯罪や非行に走る人の中には、日常生活の問題や家庭や学校の人間関係のトラブルを抱えていることも多く、適切な支援先につなぐ必要があることから、保護司会の健全な運営を図るため、田辺保護司会への補助金を支給します。	自治振興課
国民年金事務	国民年金保険料の納付が経済的に難しい場合は、免除申請の相談・受付を実施します。高齢者の老齢基礎年金、障害状態にある方の障害基礎年金、生計を同じにしていた方の死亡による遺族基礎年金など、生活を安定させるための基礎年金裁定請求の相談・受付を実施します。	市民課
母子向け公営住宅の運営	低所得者に向け賃貸する住宅で、20歳未満の児童を扶養し、同居している母子世帯を対象に公営住宅を提供します。	建築課
公営住宅事務	公営住宅の居住者や入居申込者は、生活困窮や低収入など、生活面で困難や問題を抱えていることも少なくなく、自殺のリスクが潜在的に高く、生きる支援のための有効な窓口として機能します。	建築課

2 高齢者・働き盛り世代への支援

高齢者は、配偶者をはじめとした家族との死別や離別、身体疾患等をきっかけに、孤立や介護、生活困窮等の複数の問題を抱え込みがちです。また、地域とのつながりが希薄である場合には、問題の把握が遅れてしまい、その間に自殺のリスクが高まる恐れもあります。さらに団塊世代の高齢化が今後進行する中で、介護にまつわる悩みや問題を抱える高齢者とその家族が、ひきこもり生活の長期化に伴い、公的な支援に繋がらないまま親子が高齢化してしまう、いわゆる「8050 問題」など、高齢者本人だけでなく、家族や世帯に絡んだ複合的な問題も増えつつあります。そうした家庭では、支えられる側と支える側がともに疲弊してしまい、最悪の場合は心中など共倒れの危機につながるものが懸念されます。

これらのことを踏まえると、高齢者の自殺を防ぐには、高齢者本人を対象にした取組のみならず、高齢者を支える家族や介護者等の支援者に対する支援も含めて、自殺対策（生きることの包括的支援）の啓発と実践をともに強化していく必要があります。

具体的には、相談支援先の情報を高齢者や支援者に周知するとともに、自殺リスクの高い高齢者を早期に発見し、支援へとつなげていきます。また、高齢者とその支援者が、社会的に孤立することなく、他者と関わり、生きがいを感じられるような地域づくりを進めていきます。

本市では、男性女性共に 60 歳以上の無職者に自殺が多くなっており、本市では重点施策として高齢者への支援に取り組みます。

①高齢者への「生きるための支援」の充実と啓発、連携体制の強化

相談支援先の情報提供や、支援者にも情報を周知するとともに、自殺リスクの高い高齢者を早期に発見し、支援へとつなげます。

事業	事業の概要	主な担当課
田辺市福祉バス運行事業	一般の市民の団体が、福祉施設でのボランティア等の保健福祉目的の活動を行う際、福祉バスを運行することで移動手段の支援を行います。	福祉課
認知症高齢者見守り支援事業	認知症高齢者を介護している家族等が外出したい時などに、支援員を居宅に派遣し、家族等に代わって見守りをを行います。	やすらぎ対策課
第1号被保険者訪問・通所事業	要支援および介護保険総合事業対象者を対象に、ケアプランに基づいたサービス（訪問型Aは生活支援サービスのみ）を提供します。	やすらぎ対策課
緊急通報装置貸与事業	一人暮らし高齢者、重度身体障害者等に対し、急病や災害時等に迅速かつ適切な対応を図るため、端末機及びペンダント式の緊急装置を貸与します。	やすらぎ対策課

事業	事業の概要	主な担当課
配食サービス事業	調理の困難な高齢者に対し、栄養バランスのとれた食事を調理し、利用者宅へ定期的に提供するとともに、訪問の際、安否を確認し、異常等があった場合には、関係機関との連携を図ります。	やすらぎ対策課
「養護老人ホーム」等への措置	おおむね 65 歳以上の自立度の高い高齢者が、家庭環境上や経済的理由で、自宅での生活が困難になった場合には、「養護老人ホーム」等への措置を行うことで、生活の基盤を確保します。	やすらぎ対策課
高齢者虐待相談事業	虐待は、家庭が困難な状況にあることの 1 つのシグナルです。関係機関との連携にも努め、高齢者や養護者への支援を行うとともに、虐待の早期発見、早期支援につなげるとともに、背景に潜む問題への対応や、環境調整、見守りを行うことで、問題の深刻化を防ぎ、発生リスクを軽減します。	やすらぎ対策課
高齢者への総合相談事業	地域包括支援センターを拠点に、地域の高齢者が抱える問題（住まい・医療・介護・介護予防・生活支援）全般の相談に応じ、情報の提供や相談内容に応じた連携支援を行います。	やすらぎ対策課
認知症初期集中支援事業	医療にも介護にもつながらない、あるいは治療を中断している認知症の人とその家族に対して、自宅を訪問し、集中的（おおむね 6 ヶ月）、包括的に関与し、医療・介護につなぐことによって、自立生活のサポートを行います。	やすらぎ対策課
あのねる一む	地域包括支援センター職員が当事者や家族からの物忘れ・認知症相談を受け、支援を行います。	やすらぎ対策課
認知症サポーター養成講座	誰もが安心して暮らせる地域づくりをめざして、認知症についての正しい知識を持ち、認知症の人や家族を応援する認知症サポーターを養成します。	やすらぎ対策課
65 歳以上の高齢者実態把握事業	市内 9 か所の在宅介護支援センターと 3 か所の地域型地域包括支援センターに委託し、65 歳以上の身近な相談窓口として、高齢者宅を訪問し実態把握を行います。	やすらぎ対策課
適切な介護サービス等の利用支援	高齢者の身体等の状態に合わせて、適切な時期・内容の支援や介護サービスが利用できるように、介護保険制度の利用案内、相談体制を充実し、高齢者の生活環境を整えます。	やすらぎ対策課
高齢者市営住宅の運営	低所得者向け市営住宅で、夫婦のどちらかが 65 歳以上で自立した生活ができる夫婦を対象に入居募集します。（65 歳以上の単身者世帯も応募可能）	建築課

②健康づくり、居場所づくりの充実

高齢者の社会貢献や生きがいづくりを促進するとともに、交流や相談ができるサロン等、悩みを抱えた人の孤独を防ぐための居場所づくりの充実に努めます。

事業	事業の概要	主な担当課
老人クラブへの活動助成	運動や趣味、ボランティア活動などを中心に行う老人クラブ活動費を助成し、高齢者の健康づくり、居場所づくりを促進します。	やすらぎ対策課
認知症高齢者をかかえる家族に対する支援事業	認知症高齢者を介護している家族等を対象に、認知症に対する知識や日頃の不安などお互いの情報交換を行う交流会を開催します。	やすらぎ対策課
高齢者の生きがいと健康づくり事業	地域の各団体の協力のもと、高齢者の豊かな経験と知識を生かし、通所により一人暮らし高齢者等に対し各種サービスを提供することで高齢者の生きがいと社会参加を促進するとともに、社会的孤立感の解消及び自立生活の助長を図ります。	やすらぎ対策課
サロンの活動支援	助け合いや支え合い活動の基盤となるサロン活動を支援し、内容を充実していくため、自治会単位での活動を一層活発化させます。また、市が実施しているサロン活動や介護予防教室、いきいき体操といった活動を通じて高齢者の状況を定期的に把握します。	やすらぎ対策課
高齢者が集う機会の提供	高齢者が地域で元気に生活ができるよう、介護予防教室や脳リフレッシュ教室等に参加できる機会を設けます。	やすらぎ対策課
認知症患者とその家族に対する支援の提供（まめひこカフェ）	認知症の家族がいる方や認知症に関心のある方、介護従事者など、地域で認知症に関心を持つ住民が気軽に集まる場を開設することにより、気分転換や情報交換のできる機会を提供します。	やすらぎ対策課

(2) 基本施策

1 地域・市組織内におけるネットワークの強化

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現に向けた環境を整備するため、その基盤となる、地域におけるネットワーク強化を進めます。また、自殺対策には庁内の関係課が連動し、連携強化を図ります。

【評価指標】

自殺対策庁内連絡会議の開催や関係課ワークショップ等、創意工夫で関係各課による連携強化、自殺対策に関する情報共有を行います。

内容	指標目標
田辺市自殺対策庁内連絡会議等の開催	概ね年1回

①地域におけるネットワーク強化

本市における庁内の関係各課、関係団体・機関、民間団体と連携して、総合的かつ効果的に自殺対策を推進します。

事業	事業の概要	主な担当課
地域福祉計画の推進	「たなべあんしんネットワーク」活動などを通じて、地域住民や民間団体の自主的な福祉活動・住民と行政の協働により地域福祉を推進していく中で、自殺対策（生きる支援）の視点での関連付けや情報提供、連携強化に取り組めます。	福祉課
子ども・子育て支援事業計画の推進	子どもを生み育てやすくするための支援事業を推進する中で、自殺対策（生きる支援）の視点での関連付けや情報提供、連携強化に取り組めます。	子育て推進課
高齢者福祉計画の推進	「田辺市長寿プラン 2024」の中で虐待ネットワーク委員会など、自殺対策（生きる支援）の視点での関連付けや情報提供、連携強化に取り組めます。	やすらぎ対策課
障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画の推進	障害児者の施策を総合的・効果的に推進する中で、自殺対策（生きる支援）の視点での関連付けや情報提供、連携強化に取り組めます。	障害福祉室
健康づくり計画「元気たなべ」の推進	豊かな人生の実現の為、生きる支援の視点を持ち、生涯にわたった健康づくりに取り組む中で、自殺対策（生きる支援）の視点での関連付けや情報提供、連携強化に取り組めます。	健康増進課

事業	事業の概要	主な担当課
男女共同参画計画の推進	性別にかかわらず、人権が尊重され、男女がそれぞれの個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会づくりを推進する中で、自殺対策（生きる支援）の視点での関連付けや情報提供、連携強化に取り組めます。	男女共同参画推進室
学校教育指導方針の推進	学校教育指導方針の中で、学校訪問などを通じて、豊かな心を育てる視点での関連付けや情報提供、連携強化に取り組めます。	学校教育課
人権施策基本方針の推進	田辺市人権施策基本方針改定版や「田辺市人権尊重のまちづくり条例」の中で、自殺・自死遺族の課題をあげ、生きる支援の視点で情報提供や連携強化に取り組めます。	人権推進課
田辺市地域ケア会議・小地域ケア会議の開催 【重】	各日常生活圏域ごとのケア会議の中で、自殺のリスクを抱えている可能性のある住民の事例検討や安心して暮らせるよう地域課題の検討等を通じ、関係機関の連携強化に取り組めます。	やすらぎ対策課
虐待ネットワーク委員会の開催 【重】	高齢者・障害者虐待ネットワークにおいて、年1回の全体会議等を通じ、自殺対策（生きる支援）の視点での関連付けや情報提供、連携強化に取り組めます。	やすらぎ対策課 障害福祉室
西牟婁圏域自立支援協議会の開催 【重】	医療・保健・福祉・教育及び就労など、障害のある人への支援体制を進める中で、緊急時の体制を構築するとともに、圏域障害児・者相談センターなど、関係機関の連携体制に取り組めます。	障害福祉室
障害者施策推進協議会の開催	障害のある人への施策の推進を進める中で、協議会の定例化で、関係機関の連携体制に取り組めます。	障害福祉室

2 自殺対策を支える人材育成の強化

自殺の可能性の高い人の早期発見、早期対応を図るため、自殺に関する正しい知識を有し、自殺の危機を示すサインに気づいて適切な対応・連携を図ることのできる「ゲートキーパー」の役割を担う人材の養成に努めます。

また、自殺の要因は多岐にわたることから、行政と関係機関、民間団体が協働し、「心のサポーター養成セミナー」等の啓発を行い、支援関係者をはじめ地域や学校、職場等、様々な場面で自殺を予防するための人材確保と養成を図ります。

【評価指標】

住民をはじめ、関係課、団体などを対象としたゲートキーパー等を養成します。

内容	指標目標
関係課、団体などを対象としたゲートキーパー研修等受講の推奨	5年間 250人以上が受講

①様々な職種と関係団体を対象とする研修の実施

市職員や関係団体、事業所等、様々な職種に対し、自殺に関係する情報を提供、研修を実施し、傾聴や相談窓口へのつなぎ方など、実践的な対応に向けた内容の研修を実施することでスキルアップを図ります。

事業	事業の概要	主な担当課
市職員、支援関係者へのゲートキーパー研修受講の推奨	自殺対策庁内連絡会議委員・庁内関係課・専門職・窓口職員及び相談職員（介護支援専門員、相談支援専門員・在宅介護支援センター・学校司書・養護教諭・保育士等）によりかけ、ゲートキーパー研修等の受講を勧めます。	障害福祉室 総務課 関係各課
関係団体に対するゲートキーパー研修受講の推奨	身体知的相談員・田辺市障害児者父母の会・身体障害者連盟・障害者施策推進協議会委員・食生活改善推進員・母子保健推進員・健康推進員・社会福祉協議会や民生・児童委員・ケアマネジャー・相談支援専門員などの関係団体に対して、機会を捉えてゲートキーパー研修等の受講の勧奨に努めます。	障害福祉室 関係各課

*【重】…基本施策および生きる支援の関連施策の事業のうち、重点施策として掲載している事業を示しています。

※ゲートキーパーとは、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）ことができる人のことです。

3 住民への啓発と周知

自殺に対する誤った認識や偏見を払拭し、住民自らが周囲の人間関係の中で、不調や変化に気づき、助けを求めることができるよう、より一層の教育や啓発を図ります。

①啓発パンフレット・相談窓口一覧の作成と周知

様々な機会を通じ、啓発パンフレットやグッズ、相談窓口一覧等を配布し、こころの健康や自殺に関する正しい知識の普及に努めます。

【評価指標】

自殺対策に関する啓発パンフレットや24時間対応を含む「悩み相談できる相談窓口案内」等の一覧を作成し、関係窓口において周知します。

内容	指標目標
相談窓口一覧の作成と啓発パンフレット・グッズの配布	5年間で5,000部配布

事業	事業の概要	主な担当課
相談窓口の情報提供	生きる支援に関する相談窓口情報を掲載し、住民に対し、幅広い相談機関の周知を図ります。	障害福祉室 関係各課

②相談窓口の連携強化

相談窓口の周知及び相談の多様な手段の確保を図るとともに、適切な専門・関係機関へつなぐことができるよう、関係する相談窓口間の連携を進めます。

特に、自殺リスクを抱えた人（失業者、介護者、ひきこもり、生活困窮者、ひとり親家庭等）が確実に支援相談窓口の情報を得ることができるよう、24時間体制の相談窓口やQRコードを掲載するなど、啓発方法を工夫します。

事業	事業の概要	主な担当課
生活困窮者自立支援事業 【重】	生活困窮などの経済的問題を抱えた住民に対し、就労準備、家計改善支援、学習支援、住居確保、一時生活支援など、相談支援や助言、情報の提供、必要に応じた連携支援を行います。	福祉課 (生活相談センター)
民生・児童委員による相談支援 【重】	民生・児童委員が中心となり、住民の立場に立って日常生活上の困りごとや不安、悩みの相談を受け、情報の提供や相談内容に応じた連携支援を行います。	福祉課
生活相談（生活相談センター） 【重】	生活相談センターなどで、生活相談や就職などの相談を通じ、どのような支援が必要か検討し、具体的な支援プランを作成しながら自立に向けた支援を行います。	福祉課

事業	事業の概要	主な担当課
地域子育て支援センター（愛あい）	子どもが健やかに生まれ育つ環境づくりの推進のため、子育て家庭等に対する育児相談や子育て支援サークルの支援を推進し、情報の提供や相談・助言を行います。	子育て推進課
家庭児童相談事業	家庭児童相談室にて、家庭における子育ての悩みや心配ごとの相談に応じ、助言、指導を行い、情報の提供や相談内容に応じた連携支援を行います。	子育て推進課 （家庭児童相談室）
介護予防に関する相談	介護予防や日常生活総合支援事業、地域住民同士の支え合いについて、情報の提供、必要に応じた連携支援を行います。	やすらぎ対策課
高齢福祉に関する相談	自宅での生活が困難になった場合等の「養護老人ホーム」等への措置など、生活の基盤を確保する為の相談に応じ、必要に応じた連携支援を行います。	やすらぎ対策課
介護保険に関する相談	介護や介護保険等に関する悩みを抱える高齢者とその家族に対し、相談支援や助言、情報の提供、必要に応じた連携支援を行います。	やすらぎ対策課
高齢者福祉の総合相談	「住まい」「医療」「介護」「介護予防」「生活支援」等に悩む高齢者とその家族に対し、相談支援や助言、情報の提供、必要に応じた切れ目ない連携支援を行います。	やすらぎ対策課
あのねルーム	物忘れ・認知症に悩む当事者やその家族に対し、あのねルームで、相談支援や助言、情報の提供、必要に応じた包括的な連携支援を行います。	やすらぎ対策課
障害者に関する相談 【重】	身体・知的・精神・難病等、障害を抱える当事者やその家族に対し、西牟婁圏域障害児・者相談センターにて、相談支援や助言、情報の提供、必要に応じた連携支援を行います。	障害福祉室
発達に関する相談 【重】	発達や子育てに悩む親子の利用が増加傾向にあるため、専門家による適切な関わり方等の相談支援や助言、情報の提供、必要に応じた連携支援を行います。	健康増進課 障害福祉室 学校教育課 子育て推進課
子育てに関する相談 【重】	妊娠、出産、子育てをはじめとする様々な相談を受け付け、相談支援や助言、情報の提供、必要に応じた連携支援を行います。	健康増進課 子育て推進課 （家庭児童相談室）
ひきこもり相談 【重】	ひきこもり状態にある青年期の若者及びその家族に対し、相談支援や助言、情報の提供、必要に応じた連携支援を行います。	健康増進課

事業	事業の概要	主な担当課
健康相談 【重】	身体やこころの健康に関する悩みを抱える当事者や家族に対し、相談支援や助言、情報の提供、必要に応じた連携支援を行います。	健康増進課
産後ケア事業	初めての出産や産後の育児に不安のある母に対し、退院直後から助産所に宿泊し、産後うつ予防など、母体・乳児のケアや指導、助言、情報の提供、必要に応じた連携支援を行います。	健康増進課
母子健康包括支援センター（たなっこ）	妊娠期から就学前までの子育て世代に対し、相談支援や助言、情報の提供、必要に応じた連携支援を行い、切れ目ない育児支援を行います。	健康増進課
いじめホットライン 【重】	学校以外場で専門の相談員に相談できる機会を提供し、相談の敷居を下げ、早期の問題発見・対応に向けた支援を行います。	学校教育課
市民相談 【重】	各種相談を受けつける窓口となるため、相談内容に応じた適切な機関に繋いだり、情報の提供、必要に応じた連携支援を行います。	自治振興課
消費生活相談 【重】	消費生活や多重債務等の相談支援や助言、情報の提供や必要に応じた連携支援を行います。	自治振興課
市民法律相談 【重】	法律的な知識を必要とする諸問題でお困りの人に、弁護士が無料で相談に応じ、相談支援や助言、情報の提供を行います。	自治振興課
人権相談 【重】	人権に関する悩みを抱えている人に対して、相談支援や助言、情報の提供、必要に応じた連携支援を行います。	人権推進課
DV（配偶者等からの暴力）相談 【重】	配偶者やパートナーから暴力を受けている人などに対し、相談支援や助言、情報の提供、必要に応じた連携支援を行います。	男女共同参画推進室
女性電話相談 【重】	女性が抱えるいろいろな悩みに、女性相談員が相談に応じ、相談支援や助言、情報の提供、必要に応じた連携支援を行います。	男女共同参画推進室
納税に関する相談 【重】	納税相談などの面談を通じて生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にある住民に対して情報の提供や相談内容に応じた連携支援を行います。	収納課

③住民向けの講演会やイベント等の開催

自殺対策に関する住民の理解を深めるため、様々なテーマを扱った講演会・イベント等を開催します。

また、自殺に対する偏見をなくしていくとともに、自殺の危機やうつ病を示すサイン、対応方法などについて住民の理解を促進します。

事業	事業の概要	主な担当課
自殺対策街頭啓発キャンペーンの実施	9月の自殺予防週間及び3月の自殺対策強化月間の街頭啓発キャンペーンを機会として、自殺対策関連の相談窓口リストを配布し、住民に対して意識啓発を行います。	障害福祉室 関係各課
自殺対策に関する啓発コーナーの設置	9月の自殺予防週間及び3月の自殺対策強化月間に、田辺市立図書館（たなべる）において、啓発コーナーを設置し、自殺対策関連の相談窓口リストやパンフレットの配布、関連図書を紹介し、住民に対して意識啓発を行います。	障害福祉室 学校教育課
子育て講演会	産後うつや育児ストレス等は母親の自殺リスクを高めてしまうことから、子育て講演会の機会に、生きる支援（自殺対策）について、住民に対して意識啓発、理解を促します。	健康増進課
講座：よい眠りとは？生活習慣を見直してみませんか？	市民からの依頼を受け、「よい眠り」の知識の普及啓発講座を開催しています。 生きる支援（自殺対策）の一つとして、住民に対して意識啓発、理解を促します。	健康増進課
元気たなべ笑いの講演会	心にゆとりをもたらす「笑い」について、知識の普及と機会の提供を行うための講座を開催し、生きる支援（自殺対策）の一つとして、住民に対して意識啓発、理解を促します。	健康増進課
元気たなべこころの講演会	ストレスに対処できる力を高めるために、リラックス法の体験等のストレス解消法の講座を開催し、生きる支援（自殺対策）の一つとして、住民に対して意識啓発、理解を促します。	健康増進課
消費者啓発講座	老人クラブや町内会などの消費者生活に関する啓発講座時に、生きる支援（自殺対策）の1つとして関連づけ、住民に対して意識啓発、理解を促します。	自治振興課

事業	事業の概要	主な担当課
消費生活を考えるみんなの広場	商工フェア会場内に「消費生活を考えるみんなの広場」のブースを設け、消費者クイズや啓発物品の配布等を行う際に自殺対策関連の相談窓口リスト等の周知を含め、住民に対して意識啓発を行います。	自治振興課
人権啓発講演会	人権学習会や講演会の機会において、自殺対策（生きる支援）とも関連づけ、住民に対して意識啓発、理解を促します。	人権推進課
人権啓発街頭活動の実施	「人権週間」「人権を考える強調月間」「人権擁護委員の日」を啓発の機会をとらえ、自殺対策関連の相談窓口リストを配布し、住民に対して意識啓発を行います。	人権推進課
企業人権研修会	田辺市企業人権推進協議会の啓発事業において、生きる支援（自殺対策）の一つとして、パンフレットを送付するなど、会員の意識啓発、理解を促します。	商工振興課
人権を考える集い	すべての人権が尊重される平和で明るい社会の創造をめざし、時代に即した講演会を実施することにより、人権問題に対する住民の正しい理解と認識を深めるとともに生きる支援（自殺対策）の一つとして関連づけ、住民に対して意識啓発、理解を促します。	生涯学習課

④広報啓発活動

自殺対策に関する理解を広げるために、パンフレット・ポスター・広報誌・ホームページ・SNS などを活用し、より効果的な啓発活動を推進します。

また、市ホームページなどに自殺予防に関する正しい知識や相談窓口情報等を掲載し、普及・啓発に努めます。

事業	事業の概要	主な担当課
自殺予防週間と自殺対策強化月間の周知・啓発	自殺予防週間（9月10日から16日まで）及び自殺対策強化月間（3月）に合わせて、ホームページなどを活用して周知・啓発活動を推進します。	障害福祉室
広報等による情報提供	自治体のホームページ、広報誌などを通じて、生きる支援（自殺対策）の一つとして、総合相談会や地域活動場所等の各種事業・支援策に関する情報を提供します。	障害福祉室 関係各課

4 生きることの促進要因への支援

「生きることの阻害要因（過労、生活困窮、育児、介護疲れ、いじめなど）」を減らし、「生きることの促進要因（自己肯定感・信頼できる人間関係など）」を増やすことで、社会全体の自殺リスクを低下させる必要があります。本市においても自殺対策と関連の深い様々な分野における取組を幅広く推進します。

【評価指標】

「生きることの促進要因への支援」にあたる担当課の職員に対し「意識して、他の相談窓口につながることができるか」、「より円滑に連携するため、どのような研修を受けたいか」など、実施した感想や改善すべき課題、意見を聴取します。

①自殺リスクを抱える可能性のある人への支援(居場所活動含む)

自殺を未然に防ぐため、必要な人に支援が行き届くよう、相談機関・窓口につなぎ、「生きることの促進要因」の強化につながる様々な取組を進めます。

事業	事業の概要	主な担当課
民生・児童委員による相談支援	民生・児童委員が中心となり、住民の立場に立って日常生活上の困りごとや不安、悩み相談を受け、必要に応じて関係機関につなげます。	福祉課
生活困窮者自立支援事業(自立相談支援事業)	生活困窮に陥っている人は、精神的にも追い込まれ、自殺のリスクが高くなると指摘されています。生活困窮者は、生活保護に至る前の段階であり、自立に向けた生活・家計・就職相談等を通じて、具体的な支援プランを検討し、関係機関につなげます。	福祉課 (生活相談センター)
子育て世代に対する支援の提供	発達や育児への不安等から、母親がうつを抱えるリスクがあります。専門家の相談機会の提供や、保護者同士が自由に交流できる“子育てひろば”の開催を通じて、育児不安の軽減や、問題を抱える保護者の早期発見と対応に努めます。	子育て推進課 (地域子育て支援センター)
子ども家庭支援の運営	児童虐待に関する通報や子育て支援に関する相談に対し、必要に応じて関係機関と連携し、課題の解決を図ります。ショートステイ等、保護者の負担軽減を図る支援事業を通じて、問題の深刻化を未然に防ぎます。	子育て推進課

事業	事業の概要	主な担当課
適切な介護サービス等の利用支援	高齢者の関心ごとの多くは介護であり、要支援・要介護の当事者並びにその家族は、様々な問題を抱え、自殺リスクも高まります。高齢者の身体等の状態に合わせて、適切な時期・内容の支援や介護サービスが利用できるよう、介護保険制度の利用案内、相談体制を充実し、高齢者の生活環境を整えます。	やすらぎ対策課
地域包括支援センターの運営	高齢者は自殺のリスクが高く、背景に潜む問題について、早期に把握、対応しながら、在宅介護支援センターや介護支援専門員等とも連携を強化し、必要時措置を行うなどの支援を実施します。	やすらぎ対策課
虐待に関する支援	虐待は、家庭が困難な状況にあることの1つのシグナルです。関係機関との連携に努め、虐待の早期発見、早期支援につなげるとともに、背景に潜む問題への対応や、環境調整、見守りを行うことで、問題の深刻化を防ぎ、発生のリスクを軽減します。	やすらぎ対策課 障害福祉室 子育て推進課
障害者とその家族に対する支援の提供	障害者の直面する様々な生活上の困難への対応負担から、当事者やその家族が疲弊し、自殺リスクを抱える可能性があります。 障害を抱えても、地域で自立した生活を送ることができるよう、関係機関との連携に努め、包括的・継続的に必要なサポートを行います。	障害福祉室
母子保健事業	産後うつや育児ストレスは、母親の自殺のリスクを高める場合があります。子育てに関する様々な悩みやストレスなどに関して、保健師・助産師が妊婦訪問・産婦訪問・母子相談等で個別相談に応じ、早期の段階から関わり、支援につなげます。	健康増進課
母子保健推進員による相談支援	母子保健推進員が、妊婦や乳児の出産や、育児に対する不安や悩みの相談を受け、必要に応じて関係機関へつなげます。	健康増進課
ひきこもり対象者の居場所づくり（ひなたの森）	ひきこもり状態にある青年期の若者及びその家族を対象に、集える居場所づくりを提供し、社会参加を促します。	健康増進課

事業	事業の概要	主な担当課
ひきこもりとその家族に対する支援の提供	様々な生活上の困難への対応負担から、当事者やその家族が疲弊し、自殺リスクを抱える可能性があります。ひきこもりを抱えても、地域で自立した生活を送ることができるよう、包括的・継続的に必要なサポートを行い、関係機関との連携に努めます。	健康増進課
DV（配偶者等からの暴力）被害者に対する支援	配偶者やパートナーから暴力を受けたDV（配偶者等からの暴力）被害者は、自殺に及ぶ問題を抱える可能性が高く、相談機会の提供、必要な助言、情報提供及び関係機関につなげます。	男女共同参画推進室

②児童・生徒や家族に対する教育相談体制・支援の充実

各小・中学校の教職員、スクールカウンセラー等を中心とした教育相談体制の充実を図ります。また、児童・生徒と保護者に対するケアを充実させます。

事業	事業の概要	主な担当課
田辺市子どもの学習支援事業等	学習支援をはじめ、日常的な生活習慣、仲間と出会い活動ができる居場所づくり、進学に関する支援、高校進学者の中途退学防止に関する支援等を行います。	福祉課
田辺市適応指導教室	適応指導教室を設置し、不登校児童・生徒の居場所づくり、学習支援を行います。	学校教育課
スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの配置	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどを配置し、児童・生徒たちが出したSOSのサインに対応し、問題解決に向けた支援を行います。	学校教育課
教育相談 （いじめを含む） 【重】	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門職員が、子どもの悩みや保護者の心配ごとなどの相談を受け、子どもが抱える問題の早期発見・対応につなげます。	学校教育課
要保護・準要保護児童援助、特別支援教育就学奨励費 【重】	経済的理由により就学が困難な児童・生徒の保護者に対して、学校で必要な費用の一部の援助を行います。	学校教育課

③うつ病が疑われる症状の早期発見

各種事業の中で、うつ病が疑われる症状の早期発見と早期支援に努めます。

事業	事業の概要	主な担当課
高齢者ニーズ調査によるうつ病の把握	3年に1度行う、高齢者ニーズ調査の質問の中に、うつ状態の項目を入れ、活用します。	やすらぎ対策課
精神保健対策	うつ病・薬物依存・アルコール中毒・ギャンブル依存・高次脳機能障害等、精神的困難な課題に直面している方やそのご家族に対し、早期に気づき、医療機関への受診を勧めたり、情報提供や啓発に努めます。ストレスや落ち込み度をチェックできるツールを提供し、うつ病等になる前に予防につなげていきます。	障害福祉室 健康増進課
未熟児訪問赤ちゃん訪問事業エジンバラ質問票の実施	未熟児や新生児、乳児の家庭を助産師、保健師が全戸訪問し育児指導や相談を行うことにより育児ストレスを軽減し必要な場合は専門家につなぎ、早期支援に努めます。	健康増進課
産前産後サポート事業 【重】	助産師による専門的な相談や仲間づくりを目的とした教室を行うことで育児する母親の悩みを軽減、孤立化を防ぐことで、マタニティブルーや産後うつ、育児不安を取り除き、虐待の早期発見や早期支援につなげます。	健康増進課
産後ケア事業	育児支援や育児不安のある産後4か月までの母親が、産科や助産所で育児支援や指導を受ける機会をつくることで、産後うつの早期発見や、早期支援に努めます。	健康増進課
特定健康診査 検診結果説明会 血管いきいき健康室	ストレスや悩みについての有無や健康状態の聞き取り、ストレスの解消法の説明を行うことで、自らがうつ病等になる前に予防や必要時、医療機関につなげていきます。	健康増進課

④遺された人への支援

遺された遺族が孤立しないよう支援します。

事業	事業の概要	主な担当課
わかちあいの会和歌山「うめの花」活動への協力 【重】	大切な人を亡くされた方が気持ちをわかちあうための交流会、講演会や音楽会など、同会の紀南地方での活動について情報提供等を行います。	障害福祉室

5 児童・生徒のSOSの出し方に関する教育の実践

学校では、家庭や地域との連携により、児童・生徒が命の大切さを実感できる教育だけでなく、社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付けるための教育（SOSの出し方に関する教育）を推進します。

【評価指標】

いのちの授業（SOSの出し方教育）を継続し、ストレスなどの対応方法を身に付け、自殺予防につなげます。

内容	指標目標
いじめアンケートの実施（学校別）	年1回以上実施
いじめ認知件数の把握	年1回以上実施
学校満足度調査の実施	年1回以上実施
SOSの出し方教育の受講	義務教育修了までに児童・生徒一人につき1回以上

①教職員に対する普及・啓発

児童・生徒が出したSOSに対して、教職員がそのサインに気がつき、対処できるよう、研修などを実施し、教職員の資質向上につなげます。

事業	事業の概要	主な担当課
教職員の資質向上	教育相談を担当する教職員の資質向上のため、いじめに関する研修を全ての小中学校で実施します。	学校教育課
関係機関との連携	虐待やいじめは犯罪行為として取り扱うべきものであるため、警察や児童相談所など関係機関との連携を強化します。	学校教育課

②SOS の出し方に関する教育の実践

児童・生徒が自己肯定感を高め、ともに尊重しあいながら生きていくことについて考える機会を提供します。また、困難やストレスに直面した際に、信頼できる人（親、教職員、地域の相談窓口など）に助けの声を上げることができることを目指します。

事業	事業の概要	主な担当課
いのちの授業の実施 【重】	中学生の「いのちの授業」、乳幼児健診の実習や赤ちゃんのふれあい体験を行うことで、命の尊さについて学ぶ機会を提供します。	健康増進課
SOS の出し方教育の実施 【重】	子どもの人権「SOS ミニレター」やLINE 相談、警察の「サポートカード」を利用し、困った時や悩みを抱えた際に、自らが SOS を発信できるよう、相談方法や対応方法についての教育を推進します。	学校教育課
教職員間の連携	児童・生徒が出した SOS に気づき、どのように受け止めるかなど、学級担任や養護教諭をはじめとした教職員等への情報提供を図ります。	学校教育課
いじめアンケートの実施 【重】	いじめに関するアンケートを実施し、定期的にいじめの防止、早期発見に努め、児童・生徒に対するメンタルケアの充実を図ります。	学校教育課
人権教室の実施	小学校において人権教室を開催し、人を思いやることの大切さについて学び、いじめの未然防止に努めます	学校教育課
道徳教育の充実	心の健康の保持を推進し、児童・生徒の生きることの促進要因を増やすとともに、児童・生徒の豊かな情操と道徳心を醸成させます。	学校教育課
情報教育の充実 【重】	児童・生徒にインターネットの利用やマナー、モラルの理解を深めるため、青少年センター等の外部の専門家などによる情報モラル講座を実施します。	学校教育課

(3) 生きる支援の関連施策

重点・基本施策以外のその他の自殺対策（生きることの包括的支援）についても、各分野で継続的に取り組んでいきます。

事業	事業の概要	主な担当課
応急小口資金貸付事業 【重】	田辺市に住所を有し、3か月以上住民登録をしている世帯主に、一世帯につき50,000円を限度として貸し付けます。（連帯保証人、生活保護受給者ではないこと等、条件あり）	福祉課
生活保護事務 【重】	生活保護法に基づき、就労可能な被保護者にはケースワーカー及び就労支援員が関わり、自立生活を営めるよう支援します。また、要保護者に対して、必要な指導、支援、扶助費の支給を行います。	福祉課
住居確保給付金 【重】	離職等により住居を失った方、または失う恐れの高い方に就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間家賃相当額を支給し、生活の土台となる住居を整えたうえで、就職に向けた支援を行います。	福祉課
田辺市一時生活支援事業 【重】	住居のない方に一定期間、宿泊場所や衣食を提供し、在宅生活・施設入所等を含め自立支援を行います。	福祉課
田辺市就労準備支援事業 【重】	就労経験がなく、直ちに一般就労することが難しい方のために、その人に適した作業機会を提供し、一般就労に向けた支援を中・長期的に行います。	福祉課
母子家庭等自立支援事業（高等職業訓練促進給付金事業） 【重】	ひとり親家庭の母・父が、就労に結びつきやすい資格を取得するために養成機関での受講を行う際、受講期間について給付金を支給します。	子育て推進課
自立支援教育訓練給付金事業 【重】	ひとり親家庭の母・父の主体的な能力開発を支援するため、対象教育訓練講座を受講した場合に終了時に給付金を支給します。	子育て推進課
遺児奨学金 【重】	小学生・中学生・高校生で両親がいない又はこれに準ずる状態にある遺児に奨学金を支給します。	子育て推進課
交通遺児手当 【重】	交通事故により親の一方又は双方を失った高校生までの交通遺児に手当を支給します。	子育て推進課
ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 【重】	ひとり親家庭の母・父・20歳未満の子どもが、高等学校卒業程度認定試験を受けるため、講座を受講修了した際、受講費用の一部を支給します。また合格した場合にも受講費用の一部を支給します。	子育て推進課

事業	事業の概要	主な担当課
助産支援 【重】	経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦の入所・助産を支援します。	子育て推進課
学童保育事業 【重】	保護者が就労、病気その他の理由により下校後の児童を保育することができない場合に、当該児童の保育事業を行います。 また、悩みを抱えた子どもや保護者との接点となり、必要に応じ連携支援を行います。	子育て推進課
保育料等納入促進 【重】	保育料滞納者に対し、面談を通じて生活面で深刻な問題を抱えていたり、経済的困難な状況にある住民に対して情報の提供や相談内容に応じた連携支援を行います。	子育て推進課
子育て短期支援事業 (ショートステイ) 【重】	保護者が疾病等の社会的な事由により家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合や、母子が経済的な理由や夫の暴力により緊急一時的に保護を必要とする場合等に児童福祉施設等にて養育・保護します。	子育て推進課
ファミリーサポートセンター事業 【重】	子育ての援助を受けたい人と、援助をしたい人をつなげ、相互援助活動を支援します。	子育て推進課
母子生活支援事業 【重】	DV その他の理由により、保護が必要な母子を母子生活支援施設に措置し、生活支援等による自立促進を図ります。	子育て推進課
子育て短期支援事業 (トワイライトステイ) 【重】	保護者が仕事等の事由により恒常的に帰宅が夜間にわたる場合や休日に不在の場合等で、児童に対する生活指導や家事の面で困難を生じている場合に、その児童を児童福祉施設等において生活指導、食事の提供を行います。	子育て推進課
ひとり親家庭等育児支援 補助成事業 【重】	ひとり親世帯の就学前児童が利用したファミリーサポートセンター事業、病児・病後児保育事業、子育て短期支援事業に要した費用の一部を助成します。	子育て推進課
3子以上に係る育児支援 補助成事業 【重】	小学生以下の子ども3人以上を養育している世帯のうち、就学前児童が利用したファミリーサポートセンター事業、病児・病後児保育事業、子育て短期支援事業に要した費用の一部を助成します。	子育て推進課
養育支援訪問事業 【重】	出産後おおむね1年未満の間における母と乳児に対し、ヘルパーを派遣し家事・育児等の援助を行います。	子育て推進課
田辺市障害児者父母の会 【重】	知的・精神障害児者及びその家族が、高齢化が進む中で、お互いの交流を深め支え合いながら、社会参加の促進をめざす活動を支援していきます。	障害福祉室

事業	事業の概要	主な担当課
田辺市身体障害者連盟	知的・精神障害児者及びその家族が、高齢化が進む中で、お互いの交流を深め支えあいながら、社会参加の促進をめざす活動を支援していきます。	障害福祉室
田辺市障害者（身体・知的相談員業務） 【重】	行政より委託した民間の協力相談員が、本人・当事者家族の相談・情報提供等を通じ社会的孤立感の解消及び自立生活の助長を図っていきます。	障害福祉室
妊娠届（妊婦健康診査費助成事業・産婦健康診査）・ハイリスク妊婦の訪問	妊娠期から健康管理を図り子どもへの愛着形成の一助を担うとともに出産後の産後うつ等の早期発見と予防を行う事で虐待やハイリスク妊産婦を支援します。	健康増進課
母子保健推進員の妊婦訪問 【重】	妊娠届出時や乳幼児健診時の希望者に対して地区担当の母子保健推進員が訪問し身近な相談相手となる事で孤立を防ぎます。	健康増進課
マタニティスクール・育児教室の開催	妊娠期～出産まで妊娠期における出産準備の為のマタニティスクールや産後の子育て教室等を開催し、専門家から知識を得たり相談の機会を設けることで、不安・ストレスの軽減、生きる力を育み包括的な支援を行います。	健康増進課
重複多受診者指導 【重】	医療機関を頻回・重複受診する方の中には、地域で孤立状態にいたり、健康上の問題を抱えている可能性があることから、訪問や相談により受診の状況を確認し、適正受診や必要時には関係機関につなげます。	健康増進課
未熟児養育医療・小児慢性特定疾病・児童等日常生活用具給付事業	NICU による高度医療を受けた児に対して医療費助成や小児慢性特定疾患児童への日常生活用具給付事業を行うことで経済的負担や生活負担の軽減を図り家族のストレスを軽減するなど、包括的な取組につなげます。	健康増進課
各種検診事業	検診の周知・啓発や受診勧奨を行い、受診率の向上に努めることにより、疾病の早期発見・早期治療につなげます。	健康増進課
食生活改善推進員養成講座	地域住民の食生活の改善を図ることを目的に活動するヘルスメイトを養成します。	健康増進課
健康推進員研修会	健康に関する知識を身につけ、地域ぐるみで健康づくりの輪を広げる推進役で、検診受診の声掛けや行政とのつなぎ役等の活動を行います。健康推進員の研修会等を支援します。	健康増進課

事業	事業の概要	主な担当課
交通安全対策に関する啓発	交通事故の加害者・被害者ともに、事故後には様々な困難や問題に直面する可能性があります。田辺市民運動推進協議会において、交通事故をなくすために啓発活動などを行います。	自治振興課
田辺保護司会補助金 【重】	犯罪や非行に走る人の中には、日常生活の問題や家庭や学校の人間関係のトラブルを抱えていることも多く、適切な支援先につなぐ必要があることから、保護司会の健全な運営を図るため、田辺保護司会への補助金を支給します。	自治振興課
国民年金事務 【重】	国民年金保険料の納付が経済的に難しい場合は、免除申請の相談・受付を実施します。高齢者の老齢基礎年金、障害状態にある方の障害基礎年金、生計を同じにしていた方の死亡による遺族基礎年金など、生活を安定させるための基礎年金裁定請求の相談・受付を実施します。	市民課
児童扶養手当の支給 【重】	配偶者の離婚、死別、障害等により、児童を監護・養育している方に手当を支給するとともに、申請時や現況届提出時に、申請者及び受給者に生活状況等の聴取を実施します。	市民課
母子向け公営住宅の運営 【重】	低所得者に向け賃貸する住宅で、20歳未満の子どもを扶養し、同居している母子世帯を対象に公営住宅を提供します。	建築課
公営住宅事務 【重】	公営住宅の居住者や入居申込者は、生活困窮や低収入など、生活面で困難や問題を抱えていることも少なくなく、自殺のリスクが潜在的に高く、生きる支援のための有効な窓口として機能します。	建築課
田辺市中小企業信用保証料補助金・田辺市小企業資金利子補給補助金・田辺市新規開業資金利子補給補助金 【重】	融資を活用した際の信用保証料の一部を補助するとともに、対象融資の利子の一部を補助します。	商工振興課
学校司書	田辺市内小中学校に学校司書を配置することで、命や健康に関する図書を紹介します。	学校教育課

8 計画の推進

1. 計画の推進体制

本計画の実効性を高め、総合的に推進していくためには、市の取り組みだけではなく、周辺地域や関係機関との緊密な連携が欠かせません。そのため自殺を取り巻く社会状況の変化を踏まえつつ、適切な役割分担のもと、地域の関係機関との連携を図りながら、効果的な自殺対策のあり方を継続的に検討します。

2. それぞれの役割について

①行政の役割

住民の身近な存在として、相談窓口の充実と周知、個別支援の充実、本計画に基づく施策の実施と検証のPDCAサイクルの運営など、全庁を挙げて対策の主要な推進役を担います。

②関係機関・団体の役割

自殺対策には、その背景にある複合的な要因への対策が重複する部分が少なくありません。このため、関係機関・団体においては、相互に緊密な情報交換を行いながら、連携した取組を進めます。

③企業・事業所の役割

仕事における強いストレスや不安を抱えている従業員に対するメンタルヘルスケアの取組を一層推進し、ストレスの要因となる職場環境の改善や、うつ病の早期発見と早期治療などへの取組を進めます。

④教育関係者の役割

児童・生徒の心身の健康づくりや、生きる力を高めるための教育、自殺予防のための教職員の研修等により、子どもの自殺予防の取組を進めます。

⑤住民の役割

身近な人が悩んでいる場合に、早めに気づき、気になったら「声をかける」「話をよく聴く」、「必要な相談先に寄り添いながらつなぐ」ことができるよう住民一人ひとりが自殺対策に関心を持ち、理解を深めます。

3. 計画の進捗状況の確認

本計画に掲げた各事業については、実施状況の確認を行うとともに、必要に応じて事業の見直しや新たに必要な事業を実施します。